

# 各市区からの提案事項

～ さらなる「基礎自治体への権限移譲」及び  
「義務付け・枠付けの見直し」に係る調査結果 ～

平成 24 年 7 月

全国市長会  
地方分権改革検討会議

# 目次

I	調査の概要	1
II	調査結果の内訳	2
III	調査結果	
	1 権限移譲	
	(1) まちづくり分野	3
	(2) 教育分野	11
	(3) 福祉分野	16
	(4) 環境分野	19
	(5) 災害分野	20
	(6) 大都市のあり方	22
	2 義務付け・枠付け	
	(1) まちづくり分野	23
	(2) 教育分野	29
	(3) 福祉分野	30
	(4) 環境分野	33
	(5) その他	34
	3 総論	36
	4 その他(国庫補助負担金等に係る事項)	37
IV	調査票等	
	調査依頼文	38
	調査回答票	42
	[参考]「義務付け・枠付けの見直し提案」募集要項(内閣府地域主権戦略室)	43

# I 調査の概要

1. 調査名                   さらなる「基礎自治体への権限移譲」及び「義務付け・枠付けの見直し」に係る調査
2. 調査実施期間           平成 24 年 5 月 17 日から 6 月 8 日
3. 調査対象               全市区長（810 市区）
4. 調査目的               「地域主権戦略大綱」（平成 22 年 6 月閣議決定）において、地方からの新たな提言等も踏まえて基礎自治体への法令による一層の権限移譲について検討を行うとされたこと、「義務付け・枠付けの更なる見直しについて」（平成 23 年 11 月閣議決定）において、地方からの地域の実情に即した具体的な提案を受けて、個別の義務付け・枠付けの見直しを検討するとされたこと、及び「第 16 回地域主権戦略会議」（平成 24 年 4 月 27 日）において、義務付け・枠付けの見直しに係る地方からの提案については、地方六団体による提案の取りまとめの方法によることとされたことなどから、本会としてさらなる基礎自治体への権限移譲及び義務付け・枠付けの見直しに係る政府に対する提案をとりまとめるために実施。
5. 調査項目               ①基礎自治体への権限移譲、②義務付け・枠付けの見直し
6. 調査方法               調査票を郵送で送付し、電子メールにて回収
7. 提案提出市区数       73 市区

## [備考]

- (1) 本調査結果は、都市から回答のあったものを分類別、分野別に掲載したものである。なお、事務局において誤字の修正を行っている箇所がある。
- (2) 「権限移譲」、「義務付け・枠付け」、「総論」及び「その他」の分類は、事務局において再整理している。
- (3) 分野（まちづくり、教育、福祉、環境、災害、大都市のあり方、その他）の分類は、事務局において再整理している。
- (4) 複数の市区から同内容の提案があった場合は、『整理番号』欄において、丸数字で整理している。
- (5) 『備考』欄中、「○未措置」は、平成 19 年 10 月「支障事例を踏まえた主な改革の方向」、及び平成 20 年 10 月「支障事例を踏まえた主な改革の方向（追加分）」において本会が提言している事項のうち、これまでの改革で措置されていないものを示す。

## II 調査結果の内訳

○提案市区数：73市区

○提案件数（延べ数）：182件（再掲6件含む）

	1 権限移譲	2 義務付け・枠付け	3 総論	4 その他	合計
新規	37	33	2	3	75
未措置	72	35	—	—	107
合計	109	68	2	3	182

○提案事項数：94件

	1 権限移譲	2 義務付け・枠付け	3 総論	4 その他	合計
新規	27	30	2	3	62
未措置	13	19	—	—	32
合計	40	49	2	3	94

# III 調査結果

## 1 権限移譲

### (1) まちづくり分野

整理番号	提案市区名	名称	根拠法令名・条項番号等	①改革の方法	②改革の理由、支障等	③改革した場合の効果等	備考
権1①	岩沼市	農地転用許可権の緩和若しくは廃止	農地法第4条及び第5条	農地転用の許可権については、基礎自治体の農業委員会の権限とするか、若しくは大臣同意が必要とされている面積の大幅な緩和を行う。	雇用創出及び自主財源確保のため企業誘致等を行うためには、進出企業の考えに則した対応や広い事業用地を確保することが必要となる。現在4haを超える農地転用は大臣許可が必要であるが、手続きには時間を要することから、企業側の進出スピードと乖離が生じている。土地利用を含め、まちづくりは市町村と地権者の意向を重視すべきものであることから許可権限の見直しを望む。	手続きの迅速化により企業誘致を促進することで雇用創出が期待されることは勿論であるが、加えて、特に農業の担い手が不足している地域において、これらの土地活用の転換は将来の耕作放棄地リスクを低下させる効果が見込まれることから、地域にあった土地利用が展開される。	○未措置
権1②	横浜市	農地転用の許可及び農業振興地域の指定等に関する権限移譲	農地法第4条、第5条、農業振興地域の整備に関する法律第4条～第8条、第11条、第13条、第13条の2	市域内の農地転用の許可に係る権限を移譲するとともに、許可の際の県農業会議への意見聴取義務を廃止することで、農地転用が地域の実情に応じて可能となる。併せて、農業振興地域の指定、変更及び解除に係る権限も移譲することで、農地を含めた総合的・一体的な土地利用が可能となる。	農地、土地利用に関しては、その地域の実情に応じた対応が必要であるが、農地転用の許可等は道府県の権限となっており、農地転用、更には総合的・一体的な土地利用を主体的に実施することが困難となっている。	地域の実情に即した自主的な農地利用が可能となり、総合的・一体的な土地利用が可能となる。	
権1③	川崎市	農地転用(4ha以下)許可	農地法第4条、第5条	市に農地転用(4ha以下)の許可権限、転用のための権利移動の許可権限を移譲する。その際に、農振地域指定等の農振法を含めた包括的な権限の同時移譲を必要とする。	改革の理由等は以下のとおり ・市街化区域での転用との整合性 ・市による主体的な農地行政等の推進を阻害 ・違反転用等に対する指導等について、主体的な実施が困難 ・農業委員会での審議→都道府県の審査(農業会議を含む)の二重構造	・公共施設設置など市施策実施の迅速化 ・市の主体的な違反転用対策の実施 ・開発許可権限との整合性と二重行政の回避	
権1④	三島市	農地転用許可(2ha超)	農地法第4条第1項、第5条第1項	2ha以下の許可については既に平成16年度に権限移譲されているが、すべての転用案件について、市町の全面的な責任の下で許可を出せる制度とする。	農業において、高齢化や後継者不足が進行し、耕作放棄地の増加など農業という産業分野の在り方を見直さなければならぬ現状と考える。このような状況の下、東駿河湾環状道路の全線開通が見込まれ、内陸フロンティア事業やふじのくに先端医療特区を見据え、合理的かつ計画的な農業振興を図るため、早期移譲が望まれる。	各市町の実情に合った弾力的なまちづくりを求める声が多く市民から寄せられているため、政令指定都市や特例市以外の市町についても権限を移譲することで、市全体の施策がさらに統一かつ効率的に行うことができるようになる。	
権1⑤	磐田市	土地利用に関する規制緩和	農地法第4条	2ha以上の農地の転用に関する都道府県知事の許可、または4ha以上の農地の転用に関する農林水産大臣の許可の撤廃 ※静岡県においては県独自の権限移譲計画に基づき、都道府県知事の権限に係る部分については、平成25年度から各市町に移譲予定。	現在、国が全国統一に設けている上記条項による許可制度によって、許可申請から決定まで長期間の時間がかかり、市町村における円滑かつ迅速な土地利用が妨げられている。	各地域の実情に即した、円滑な土地利用が期待できる。	
権1⑥	福岡市	農地転用の許可に関する事務	農地法(第4条・第5条・第51条)、農地法施行令(第7条)	農地転用の許可に関する事務について、市の事務とする。	農地法上4ha以下の農地の転用許可は、都道府県知事(2haを超える場合は、農林水産大臣との協議が必要)となっているが、申請手続としては、農業委員会に申請書が提出された後、農業委員会は当該申請書に意見を付して、都道府県知事に送付することとなっている。市が許可を行うことにより、事務処理の迅速化が図られ、申請者の利便性が向上する。 なお、許可に当たっては県農業会議への意見を聴取しなければならないため、申請から許可までの大幅な期間短縮及び許可事務の効率化が困難であり、また、県の関与が残る移譲では形式的な権限移譲となる可能性があるため、農地法の改正が必要である。	市が実施することにより、事務処理の迅速化が図られ、申請者の利便性が向上する。	

権1⑦	合志市	市街化調整区域における開発要件の緩和	農地法、農業振興地域の整備に関する法律、都市計画法	市の土地利用(まちづくり)については、法に則り、市が責任をもって行うものであり、都道府県は広域的見地からの調整及び地域の実情に即したまちづくり支援を行うものとする。	○市面積の9割が市街化調整区域を占める自治体にとって、新規の企業誘致や雇用環境の整備等の歳入確保策は喫緊の課題である。企業からの土地要望は広大な面積を求めるものが多いことから、農業振興地域内での用地確保が求められるが、法的手続きに相当期間を要するため、企業要望への迅速対応が不可となり、歳入確保による財源調整機能が損なわれる。 ○市街化調整区域の有効な土地利用の手法の一つとして地区計画が考えられるが、県の指針に無い基準の決定を行なうことについては協議にも応じてもらえない状況である。県にはそれぞれの自治体の事情や地域特性を十分に理解し、まちづくりが推進できるような柔軟な対応と支援をお願いしたい。	地域の実情に即した土地活用が可能となる。
権2①	岩沼市	農業振興地域に係る権限移譲	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域の指定や変更等に係る権限を市町村に移譲	雇用創出及び自主財源確保のため企業誘致等を行うためには、進出企業の考えに則した対応や広い事業用地を確保することが必要となるが、区域の変更には多くの手続きと時間を要することから、企業側の進出スピードと乖離が生じている。土地利用を含め、まちづくりは市町村と地権者の意向を重視すべきものであることから許可権限の見直しを望む。	手続きの迅速化により企業誘致を促進することで雇用創出が期待されることは勿論であるが、加えて、特に農業の担い手が不足している地域において、これらの土地利用の転換は将来の耕作放棄地リスクを低下させる効果が見込まれることから、地域にあった土地利用が展開される。
権2②	川崎市	・農業振興地域の指定 ・農業振興地域の区域の変更等 ・農用地利用計画の作成又は変更の都道府県知事の同意の廃止	農業振興地域の整備に関する法律第6条、第7条、第8条第4項	市に以下の権限を移譲する。その際に農地転用の許可を含めた包括的な権限の同時移譲を必要とする。 ・農業振興地域の指定権限を市に移譲(6条) ・農業振興地域の区域の変更等の権限を市へ移譲(7条) ・農用地利用計画の作成又は変更の都道府県知事の同意の廃止、その他の部分は廃止(8条第4項)	全国一律の農業施策を実施するのではなく、農業従事者の高齢化や経営規模や農用地周辺地域とのバランスなど、地域の実態に合った都市農業施策を迅速に実施するため	違法転用が解消される。
権2③	浜松市	地域独自の土地利用による産業の発展	農業振興地域の整備に関する法律第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項、第7条第1項、第8条第4項、第13条第4項 / 都市計画法第5条第1項	基礎自治体の区域内における都市計画、農地の土地利用等に関する権限を包括的に移譲すべきである。	都市計画及び農地等に関する権限が基礎自治体にないため、地域独自の土地利用を行うことができず、地域振興の妨げとなっている。	基礎自治体による主体的で計画的な土地利用により、農業と工業のバランスある土地利用を促進するとともに、生産性の高い農業と新成長産業の集積が実現できる。
権3①	札幌市	都市計画の決定権者の変更	都市計画法第87条の2	都市計画法第6条の2及び第15条において、都道府県が定めることとされている「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」について、定めるべき事項を大枠化・簡略化する。	今回の権限移譲により、本市で定められることとなった区域区分は、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」との関連性が強く一体的に変更等をする必要があるが、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」については、決定権者が都道府県のままであるため、区域区分の変更等について柔軟な運用ができないところである。	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」については、札幌圏として広域的な観点で定めるものであるため、引き続き都道府県決定であるものと考えているが、区域区分についての記載等に関して、大枠化・簡略化することで権限移譲された区域区分の変更について柔軟に運用することができる。
権3②	さいたま市	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の権限移譲	都市計画法第6条の2	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の決定権限を都道府県から指定都市に移譲すること	・第2次一括法の施行により区域区分(線引き)の決定権限が道府県から指定都市に移譲され、地域の実情に合った都市計画決定を行うことができるようになった。 ・一方で、区域区分を定めるときは「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」にその区域区分の方針を定めることとされており、この決定権限については一つの市町村の区域を越える都市計画の広域的な観点を確保するため道府県に決定権限が残ったままとなっていて、区域区分の変更には道府県との協議、調整が必要となっている。 ・本市のように一つの市が一つの都市計画区域とされている場合は区域区分の決定権限と「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の決定権限が分かれていることにより、手続きが複雑・非効率となっている。	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に関する決定権限が指定都市に移譲されれば、都市計画がより地域の実情にあったものとして決定され、手続きも簡易化・迅速化される。
権3③	横浜市	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の決定権限に関する権限移譲	都市計画法第6条の2	都市計画区域のマスタープランである「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の決定権限を市へ移譲する。	都市の将来像を定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の決定権限は道府県にあるため、総合的・一体的な都市づくりが主体的に実施できない。	総合的・一体的な都市づくりを本市が主体的に実施できる。
権3④	川崎市	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定	都市計画法第6条の2	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(以下「整・開・保」という)の決定権者を指定都市とする。	都市計画法第7条に基づく「区域区分」は指定都市が決定権者となったにもかかわらず、「整・開・保」の決定権者は引き続き県となっていることから、「整・開・保」の中で定める「区域区分の方針」は県が定めることとされている。これにより、権限移譲に伴い指定都市が区域区分の見直し等を行う場合においても、県が定める「区域区分の方針」に基づき運用しなければならないことから、地域の実情に即した柔軟な都市計画変更等の支障となることが懸念される。	「区域区分」の権限移譲とあわせ、「整・開・保」の決定権限を指定都市に移譲することにより、より地域の実情に応じた柔軟な都市計画行政の運用が可能となる。

○未措置

○未措置

権3⑤	横須賀市	都市計画決定権限の更なる移譲	都市計画法 第6条の2、第7条、第7条の2、第8条、第15条、第18条、第19条	<p>下記内容に係る都市計画決定権限の基礎自治体への移譲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「区域区分(市街化区域・市街化調整区域の決定権限)」(都道府県・指定都市 決定)</li> <li>・「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(都道府県 決定)</li> <li>・「住宅市街地の開発整備の方針」(都道府県・指定都市 決定)</li> <li>・「市街地再開発の方針」(都道府県・指定都市 決定)</li> <li>・「臨港地区(重要港湾)」(都道府県 決定)</li> </ul>	個性豊かで活力に満ちたまちづくりの形成に向け、市の自主性かつ独自性をより一層発揮するため、都市計画の更なる地方分権化を推進する必要がある。	市の自主性や自立性が高められ、地域の特徴を生かした魅力あるまちづくりのための創意工夫に満ちた積極的な取り組みがより一層推進できる。
権3⑥	相模原市	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針など、区域区分の決定に関わる包括的な権限移譲の実施	都市計画法第6条の2	<p>(1)都市計画区域の整備、開発及び保全の方針については、都市計画区域が二以上の指定都市の区域にわたるものに限り道府県が決定することとし、一の指定都市の区域内で完結する場合には、決定権限を指定都市に移譲する。</p> <p>(2)都市計画区域が一の市の区域内で完結する場合の農林漁業調整については、指定都市の農政部局及び都市計画部局に権限を移譲し、指定都市内部の協議とする。</p>	<p>(1)区域区分の決定権限が指定都市に移譲されたが、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針については、権限が移譲されなかったことから、区域区分の決定・変更については、今後も都道府県が大きく関与する可能性がある。</p> <p>一の市の区域を超えて都市計画を定める場合には、現行の自治制度上、広域的観点から都道府県が関与することは当然と考えるが、本市のように都市計画区域が市域を超えていない場合は、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針についても、指定都市に権限を移譲できると考える。</p> <p>(2)区域区分を定める際、農林漁業との健全な調和を図るための関係機関協議は大変重要であると認識しているが、市域内における農林漁業との調整でありながら、国農政部局が大きく関与しており、関係機関協議の中でも特に時間と労力を要している。</p>	区域区分に関して包括的に権限移譲がされることにより、地域の自主性・自立性を高めるといふ地域主権改革の趣旨に合った権限移譲となる。
権3⑦	新座市	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画」及び「区域区分に関する都市計画」の決定	都市計画法第15条第1項第1号及び第2号	近郊整備地帯における「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画」及び「区域区分に関する都市計画」については、当該都市計画区域の市町村で決定することとする。	都市計画法第15条第1項第1号及び第2号の規定により、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画」及び「区域区分に関する都市計画」については都道府県が定めることとなっている。どちらの都市計画も、市町村の土地利用の方向性を決定する重要な事項であり、各市町村の実情や目指すべき将来像に合わせて定めることができるようにすべきであるとする。特に近郊整備地帯の市街化調整区域は、都心に近く比較的地価も低いことから、本来は市街化を抑制し、良好な自然環境を維持することが趣旨であるにもかかわらず、資材置き場、墓地等の建設や、倉庫、遊技場等の移転が発生しやすく、かえって無秩序な土地利用が進む状況となっている。このような地域については、例えば市街化区域に編入し、用途地域や市街地整備事業の施行等による積極的な規制・誘導等を行う方が、良好な都市環境を形成する面では望ましいのではないかと考える。本来、区域区分等は都市計画区域ごとの市街化の動向等を考慮して定めるものと理解しているが、それは当該市町村の位置等によって異なるものであり、都道府県という広い区域内で一律的に定められた基準で決定することは、市町村の実情や将来像に合わせた土地利用を阻害する一因となる。	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画」及び「区域区分に関する都市計画」の決定権限が市町村に移譲されれば、各市町村の実情や将来像に合わせた土地利用を行うための規制・誘導や市街地開発事業等を実施することが可能となる。
権3⑧	京都市	都市計画区域の整備等方針に係る都市計画決定	都市計画法第87条の2第1項	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る都市計画決定権限を都道府県から政令指定都市へ移譲させる	<p>都市計画区域の整備、開発及び保全の方針である都市計画区域マスタープランの内容については、当該都市計画区域を担う市が立案すべきものであるが、現行では京都府が権限を有しており、二層性の自治構造となっている。</p> <p>区域区分の都市計画決定に係る権限は移譲されたが、都市計画区域マスタープランや人口フレームの確定に係る権限が移譲されない限り、決定権限は実質的には京都府が定める都市計画区域マスタープランに縛られることになってしまい、市の都市計画区域での主体性が発揮し難いことになる。</p>	<p>都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る都市計画決定権限を得ることにより、区域区分の都市計画決定に際し、府市の二重行政になることなく市の意向を実現させることが可能となる。</p> <p>ただ、本市は広域都市計画区域であり、市に権限移譲された場合においても従来どおり府市間の協議は必要であるため、権限が移譲される際には、府市間相互における協議ルールを確立していく必要がある。</p>
権3⑨	堺市	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画(以下、「都市計画区域マスタープラン」という。)」を定める権限の移譲	都市計画法第6条の2、第15条第1項第1号、第87条の2第1項	政令市エリアに関する都市計画区域マスタープランを定める権限を政令市に移譲すること。	地域主権の趣旨である自主的・自立的な都市計画の推進等の観点から、区域区分等の都市計画決定権限を政令市に移譲されたが、これら決定権限を実効あるものにするためには、政令市エリアに関する都市計画区域マスタープランを定める権限が移譲されることが必要であるため。	上記の権限が移譲された場合、自主、自立的な都市計画の推進並びに迅速かつ効率的な業務の遂行を図ることができる。

権3⑩	神戸市	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の権限移譲	都市計画法第6条の2	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(都市計画マスタープラン)の決定権を都道府県から政令指定都市に権限移譲する。	行政区域全体を単一の都市計画区域に指定されている基礎自治体では、基礎自治体が定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針(法第18条の2)」(市町村マスタープラン)と都市計画区域マスタープランを同一の区域に定めることとなり、市民・事業者等から見ればその違いや役割分担が分かりにくいものとなっている。又、都市計画区域マスタープランと密接な関わりを持つ区域区分は政令指定都市決定であり、決定権者が異なるため、都市計画決定手続きが複雑になっている。 都道府県は広域自治体としての役割に限定し、住民に最も近い基礎自治体に都市計画区域マスタープランの決定権限を移譲することが、地域主権に伴う都市計画決定手続きになると考えられる。	都市計画区域マスタープランの決定権を政令指定都市に移譲することによって、都市計画区域マスタープラン・市町村マスタープラン・区域区分を市が一体的に決定・変更を行う事が可能となり、事務の効率化、独自のスケジュールでの都市計画決定手続き、市民・事業者に対しても分かり易いマスタープランとすることが出来ると考えられる。
権3⑪	熊本市	都市計画区域の整備等方針に係る都市計画決定権の移譲	都市計画法第6条の2、第15条、第87条の2	都市計画区域の整備等方針に係る都市計画決定権を都道府県から指定都市に移譲する。(広域都市計画区域の指定都市を除く)	・都市計画区域を総合的に整備し、開発し、及び保全していく整備等の方針に係る都市計画決定権を県から指定都市に移譲することで、より地域特性や地域の実情にあったまちづくりの方針となり、地域の発展に繋がる。 ・1域内に都市計画区域が入っている場合には、方針の決定権を県より指定都市へ包括的に移譲することが望ましい。 ・しかし、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等の現況及び推移を勘案して指定された熊本都市計画区域には、本市のほか合志市や嘉島町等も含まれ行政区域とは一致していない。将来の都市像を描く都市計画区域の整備等の方針は、1都市計画区域に1つであるべきで、本市のような広域都市計画区域の場合は県による調整が望ましいため、素案の作成にとどめるべき。	・都市計画区域を総合的に整備し、開発し、及び保全していく整備等の方針に係る都市計画決定権を県から指定都市に移譲することで、より地域特性や地域の実情に即したまちづくりの方針となり、地域の発展に繋がる。
権4①	港区	用途地域等の都市計画決定権限の移譲について	都市計画法	三大都市圏の既成市街地若しくは、近郊整備地帯等又は指定都市の区域の全部又は一部を含む都市計画区域内の用途地域、特例容積率適用地区及び高層住居誘導地区に関する都市計画について、特別区を含む制度とする。	用途地域は、合理的土地利用を図る最も基本的な制度である。土地利用の実情を踏まえて、都市構造や都市機能の骨格に即して定める地域に密着した制度であり、地域密着の自治体である特別区に決定権限があるべきである。 用途地域等の都市計画決定権限が特別区に移譲しても、国土形成計画や都市計画区域の整備、開発及び保全の方針といった自治体の区域を越えた広域計画により、都市の一体性は確保されると考える。また、都市計画決定においては、知事や関係自治体と協議を行うことで、広域的な観点及び都道府県決定計画との整合は確保され、東京の都市づくりにマイナスの影響を与えるものではないと考える。	〇未措置 臨機に円滑な指定が可能となり、地域の実情を考慮したより決め細やかな街づくりを行うことができる。
権4②	新宿区	再開発等促進区を定める地区計画に係る都市計画決定権限の移譲	都市計画法 第15条・第87条の3、同法施行令 第46条	再開発等促進区を定める地区計画に係る都市計画決定権限(3ヘクタールを超えるもの)を、特別区に移譲すること。	特別区における再開発等促進区を定める地区計画は、再開発等促進区の区域が3ヘクタールを超える場合、都が都市計画決定を行うこととなっている。しかしながら、再開発等促進区を定める地区計画の指定権限は市に帰属するものであるから、特別区も例外となるものではない。 また、再開発等促進区を定める地区計画は、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進とが図られることを目指している。住民自治の本旨に立ち、地域の特性に応じた市街地の開発整備を、基礎自治体が誘導すべきである。	地域密着の自治体である特別区に決定権限があるほうが、臨機に円滑な決定が可能となり、都市計画法18条の2に基づく都市マスタープランの実現に向けた、より具体的により細やかなまちづくりが可能となる。
権4③	新宿区	用途地域等の都市計画決定権限の移譲	都市計画法 第15条第1項第5号・第87条の3 他	市町村に権限移譲された「用途地域等」の都市計画決定を、東京都から特別区に権限移譲する。	都市計画を行うにあたっては、用途地域は合理的土地利用を図る最も基本的な制度であり、土地利用の実績を踏まえて、都市構造や都市機能の骨格に即して定める地域に密着した制度である。基礎自治体であり、地域と密着した都市計画を行うために、市町村に権限移譲された用途地域等の都市計画決定権限を特別区に移譲することが必要である。	基礎自治体である特別区が、用途地域等の都市計画決定を行うことにより、円滑な都市計画の決定が可能となる。
権4④	品川区	用途地域等都市計画決定権限の移譲	都市計画法第8条第1項第11条第1項、第12条第1項、第12条の2、第15条第1項	都が処理している、用途地域等都市計画決定については、特別区において行うものとする。	地域地区(都市計画法第8条第1項)のうち三大都市圏の既成市街地もしくは近郊整備地帯等または指定都市の区域の全部または一部を含む都市計画区域内の用途地域、特例容積率適用地区および高層住居誘導地区に関する都市計画決定の地方自治体への権限移譲については、これまでも協議を行ってきたところではあるが、東京都における広域的見地から現在のところ「特別区を除く」とされている。 用途地域は、合理的土地利用を図る最も基本的な制度であり、土地利用の実情を踏まえて、都市構造や都市機能の骨格に即して定める地域に密着した制度であり、基礎自治体である特別区を例外とするものではない。 東京大都市地域の一体性は、国土形成計画をはじめとし、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針といった、自治体の区域を超えた広域計画により十分確保されており、これらの上位計画に基づいて定められる用途地域の指定権限を特別区に移譲しても、都市の一体性を損なうことにはつながらない。	地域の実情に通じた区が迅速かつ柔軟な意思決定を行うことで、自らの責任と判断によるまちづくりを推進することができるようになる。
権4⑤	目黒区	用途地域等の都市計画決定権限の移譲	都市計画法施行令第46条第1項第1号	用途地域、特例容積率適用地区及び高層住居誘導地区の都市計画決定は、都から区へ権限を移譲する。	先の「地域主権改革」における「基礎自治体への権限の移譲」において、三大都市圏等における用途地域等の都市計画決定権限が市町村に移譲された。 しかしながら、特別区においては、一体的な都市としての用途地域等の指定が必要との理由で、東京都は引き続きその権限を保持したままとなっている。 都市としての一体性の確保は今後も必要であり、そのために広域的な計画として「整備、開発及び保全の方針」が定められており、また、都市計画決定に至る過程においては、東京都及び区との協議が行われ、都市の一体性は十分に確保されるはずである。 都市計画決定に至るまでの過程においては、地域との連携は特に重要であり、そこでの区の役割は非常に大きいものと認識している。しかしながらその区において都市計画決定の権限が無いことにより、主体的に地域に係ることができない状況にある。	用途地域等の都市計画決定権限を区に移譲することで、地域のより密着した都市計画が可能となり住民自治に基づく活気ある地域社会の実現を図ることができる。

権4⑥	大田区	用途地域等の都市計画決定権限の移譲	都市計画法第15条、都市計画法施行令第9条	用途地域等の都市計画決定権限について、特別区に権限を移譲すること。	用途地域は、合理的土地利用を図る最も基本的な制度であり、土地利用の実情を踏まえて、都市構造や都市機能の骨格に即して定める地域に密着した制度となっている。特別区では、本件に関して平成22年5月、国に対して「用途地域等の都市計画決定権限の移譲について」を要請するとともに、平成22年6月、「都市計画決定権限の移譲対象から一部特別区を除く案についての緊急声明」を打ち出すなどしてきたが、第2次一括法(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律)においては権限移譲に至ってはいない。しかしながら、現在においても本件に係る権限移譲の考え方は依然として変わるものではなく、地域密着の自治体である特別区が決定権限を有することが、地域の実情等に応じたまちづくりの推進に資するものとする。	用途地域等の権限が特別区に移譲されることにより、地域の土地利用の状況等の変化に応じて柔軟に対応することが可能となり、ひいては市街地環境の整備、都市機能の向上にもつながる。
権4⑦	世田谷区	用途地域決定権限の移譲	都市計画法第15条第1項5号・都市計画法政令第9条第1項イ	用途地域に関する都市計画決定権限の特別区への移譲	【理由】用途地域は、合理的土地利用を図る最も基本的な制度であり、土地利用の実情を踏まえて、都市構造や都市機能の骨格に即して定める地域に密着した制度です。本来指定権限は基礎自治体に帰属すべきものであり、今回の都市計画決定権限の市町村への移譲にあたって、特別区も例外となるものではない。 【支障】東京大都市地域の一体性を確保することを特別区に権限移譲しない理由としている。しかし、このことは国土形成計画をはじめとし、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針といった、自治体区域を越えた広域計画により十分確保されており、これらの上位計画に基づいて定められる用途地域の指定権限を特別区に移譲しても、都市の一体性を損なうことはない。	基礎自治体である特別区が上位計画に基づいて用途地域による土地利用の規制を図り、その他の都市計画規制と合わせて都市計画を自立的に行うことにより、市町村都市マスタープランの実現に向けたきめの細かいまちづくりを行うことができる。
権4⑧	渋谷区	用途地域に係る都市計画決定	都市計画法第15条1項、第8条1項	全ての市町村に権限移譲された「用途地域」に係る都市計画決定を、特別区にも権限移譲すること。	用途地域は、都市構造や都市機能の骨格に即して定める地域に密着した制度であり、指定権限は基礎自治体に帰属すべきもので、特別区を例外とするべきでない。	指定権限は基礎自治体に帰属すべきもので、地域密着の自治体である特別区に決定権限がある方が臨機に円滑な指定が可能となる。
権4⑨	荒川区	用途地域の指定	都市計画法第八十七条の三(都の特例)	用途地域の指定について東京都から各区に権限を移譲するため、都の特例を定めた都市計画法を改正する。	都市計画において都市としての一体性を確保することは、必要なことである。このことは、国土形成計画をはじめとし、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針といった、自治体の区域を超えた広域計画により十分確保されており、これらの上位計画に基づいて定められる用途地域の指定権限を特別区に移譲しても、都市の一体性を損なうことにはつながらない。 用途地域は、合理的土地利用を図る最も基本的な制度であり、土地利用の実情を踏まえて、都市構造や都市機能の骨格に即して定める地域に密着した制度である。 本来、用途地域の指定権限は市に帰属すべきものであり、特別区も例外となるものではない。 地域密着の自治体である特別区に決定権限があるほうが、臨機に円滑な指定が可能となる。調整を要するものについては、特別区に権限を移譲した上で、知事との協議により解決すべきものである。	各特別区において都市計画マスタープランを推進していく上で、経済社会情勢の変化に対応した都市開発行政が迅速に行われる。
権4⑩	江戸川区	用途地域の都市計画決定権限	都市計画法第15条第1項5号、第87条の3	市町村に移譲された三大都市圏等における用途地域等の都市計画決定権者に特別区を含むものとする。	平成23年8月に公布された地域主権一括法(第二次)において、三大都市圏等における用途地域等の都市計画決定権限が市町村に移譲されたものの、特別区は移譲対象から除かれたが、特別区に決定権限が移譲されることで、土地利用の実情を踏まえた指定が可能になり、さらに臨機円滑な指定にも繋がる。また、都市としての一体性の確保については、国土形成計画をはじめとし、都市計画区域の整備、開発および保全の方針といった広域計画により確保されていることにより、特別区に移譲されても支障がない。	特別区に権限移譲されれば、土地利用の実情を踏まえた合理的な土地利用を図ることが可能であり、円滑な指定が可能となる。
権5①	八王子市	区域区分に関する都市計画決定	都市計画法第15条第1項2号区域区分に関する都市計画決定	都市計画法7条の区域区分に関する都市計画法15条第1項2号にある都の都市計画決定権限を市へ移譲する。	本市の場合は都市計画区域が単一であり、市域の約6割が市街化調整区域になっている。市街化区域と市街化調整区域のまちづくりを統合的に進める必要があり、根幹となっている区域区分の都市計画決定権限が移譲されれば、より主体的にまちづくりを推進することができる。	本市に権限が移譲されれば既に移譲を受けた用途地域などと合わせて土地利用に関するものがすべて移譲され一本化される。よって、今後社会情勢の変化や市民ニーズに素早く対応した土地利用が誘導できる。

○未措置

権5②	三島市	区域区分制度に係る決定権限の移譲	都市計画法第15条第1項第2号	政令指定都市については平成24年4月1日に法定移譲されたが、政令指定都市に準ずる規模の広域都市計画区域についても当該市町の責任において地域の実情に応じた都市計画を行える制度とする。	区域区分制度については、農林漁業施策との健全な調和を含め国策に影響を与える都市計画として、広域的な調整を要する観点から、依然として県の判断に委ねられているが、本広域都市計画区域(2市2町)のように約40万規模の人口を有し、相互の連絡調整により都市計画を行ってきた広域都市計画区域については、都市計画制度を順守し、都市計画区域マスタープランに基づき秩序ある都市計画を行うことは確実なので、政令指定都市に準ずる都市計画区域として、地域の実情に応じたまちづくりが行えるよう早期移譲が望まれる。	東日本大震災及び想定される東海地震等を受けて早期に内陸部への移転等を希望する企業や住民等の希望に応えられること、また、新東名及びアクセスする東駿河湾環状道路の供用により地域経済の発展等を望む経済界や住民等の要望に対応できる。	
権5③	御殿場市	線引きに関する都市計画決定権限の市町村への移譲	都市計画法第15条の見直し	線引きに関しては、用途地域等と同様に県から市町村に決定権限を移譲するよう法律の改正を提案する。	線引き制度は、公共投資の効率性や住環境等の保全を目的とし、将来想定人口の増加に合わせて、一定の基盤整備を条件に市街地を拡大する仕組みとなっている。しかし、人口の継続的な減少や厳しい財政事情もあり、今後の線引き拡大は非常に難しい状況にある。一方で、人口減少と世界的な景気減速は続き、活力が加速度的に失われていくことは確実であり、今後は地域活力の創出に力点を置いた政策が求められる。開発圧力が高い地域や特別な施策が必要な地域は、特定の地域として拡大を柔軟に認める必要がある。特に高齢化が進む地域は積極的に市街化区域に取り込み、定住化の促進につなげるような、地域の実情に応じた制度の変更が採られるべきであり、高度成長期の発想にとらわれた仕組みを維持することは現実的でない。従来の将来人口フレーム理論に代わる指標設定、さらには戦略的でスピード感のある線引き変更が可能となるよう、まずは都市計画法第15条の改正による権限の市町村への移譲と、線引き手続き制度の根本的な変更を行っていただくよう国に要望したい。	地域の実情や独自の発想に基づく線引きの見直しを実現し、企業誘致、開発、定住化の促進等を円滑に進めるまちづくりが期待できる。	
権6①	江戸川区	都市計画事業の認可	都市計画法 第四章 都市計画事業 第一節 都市計画事業の認可等 第五十九条	都市計画事業は、「市町村が都道府県知事の認可を受けて施行する」と定められているが、市町村が決定した都市計画については、市町村は都道府県知事に協議をしたうえで都市計画事業の認可をすることができる。	都市計画事業は、「市町村が都道府県知事の認可を受けて施行する」となっているが、市町村の独自性や地区の特徴を生かした事業が都道府県の評価を受けることで標準化される傾向があり、かつ認可に伴う事務処理などに時間を要することから事業完了までの期間が長くなるなどの弊害がある。 したがって同法19条により市町村が決定した都市計画については、市町村が認可できるようにすべきである。	市町村の独自性を発揮でき、事業期間も短縮することができる。	○未措置
権6②	川崎市	都市計画事業の認可	都市計画法第59条第1項	指定都市に都市計画の事業認可権限を移譲し、都市計画決定権者と事業認可権者を同一とすることで、事業の円滑かつ着実な進捗を図ることが可能な制度とする。	指定都市が計画決定権者として決定した事業に対し、事業認可の段階で県が権限を持っていることで、地域の実情に応じた、柔軟な事業計画の策定に支障となることが懸念される。	都市計画事業の認可が権限移譲されれば、地域の実情に応じ、事業効果の早期発現を優先に考えた事業推進ができるようになるとともに、長期にわたり私権を制限することもなくなる。	
権6③	熊本市	都市計画事業の認可	都市計画法第59条第1項、第4項	都市計画事業の認可権を都道府県から指定都市に移譲する。	・自治体における自主性及び自立性を出すため、都市計画事業の認可権を移譲する必要がある。 ・さらに都市計画決定権者と都市計画事業認可者を同一にすることにより、事務の効率化を図ることができるため。	・都市計画決定権者と都市計画事業認可者が同一になることで、事業の必要性や効果等をより明確にできる。 ・事務の効率化に寄与する。	
権7	磐田市	土地利用に関する規制緩和	都市計画法第34条第1項第14号、第78条第1項・第3項	現在、都道府県及び指定都市、中核市及び特例市のみを設置が認められている開発審査会について、希望する市町村については、開発審査会を条例で設置できることとする。	都道府県開発審査会の判断が地域の実情に即していないこと、都道府県開発審査会との調整事務及び開発審査会での決定までの期間が長期化していることが市町村の円滑かつ迅速な土地利用の妨げとなっている。	各地域の実情に即した、円滑な土地利用が期待できる。	○未措置
権8	江戸川区	土地区画整理事業の認可等	土地区画整合法 第四節 都道府県及び市町村 第五十二条 第一項 施行規程及び事業計画の決定	地方公共団体は、土地区画整理事業を施行しようとする場合においては「市町村にあっては都道府県知事の認可を受けなければならない」と定められているが、市町村が決定した土地区画整理事業においては、市町村は都道府県知事に協議をしたうえで土地区画整理事業の認可をすることができる。	地方公共団体が施行する土地区画整理事業は「市町村にあっては都道府県知事の認可をうけなければならない」となっているが、市町村の独自性や地区の特徴を生かした事業が都道府県の評価を受けることで標準化される傾向があり、かつ認可に伴う事務処理などに時間を要することから事業完了までの期間が長くなるなどの弊害がある。 したがって都市計画法19条により市町村が決定した土地区画整理事業については、市町村が認可できるようにすべきである。	市町村の独自性を発揮でき、事業期間も短縮することができる。	○新規
権9	佐久市	土地区画整理事業の認可等	土地区画整合法第4条第1項ほか(別紙のとおり)	個人施行による土地区画整理事業の施行の認可、土地区画整理組合の設立認可、区画整理会社施行による土地区画整理事業の認可、これらが施行者となる換地計画の認可、個人施行による土地区画整理事業に対する監督に関する権限を市へ移譲	より身近な場所で認可、指導を行い、市の計画等に沿った区画整理事業を進めたい。	現在は県による認可等を行っているが、市へ権限移譲し、身近な場所で認可、指導を行うことは、申請者の利便性の向上につながるほか、市の計画等に沿った区画整理事業が進められる。	○新規

権10	江戸川区	市街地再開発事業の認可等	都市再開発法第7条の9第1項、同11条及び関連条文	地方公共団体は、市街地再開発事業を施行しようとするときは「市町村にあっては都道府県知事の認可を受けなければならない」と定められているが、市町村が決定をした市街地再開発事業においては、市町村は都道府県知事に協議をしたうえで市街地再開発事業の認可をすることができる。	地方公共団体が施行する市街地再開発事業は「市町村にあっては都道府県知事の認可を受けなければならない」となっているが、市町村の独自性や地区の特徴を生かした事業が都道府県の評価を受けることで標準化される傾向があり、かつ認可に伴う事務処理などに時間を要すことから事業完了までの期間が長くなるなどの弊害がある。 したがって都市計画法19条により市町村が決定した市街地再開発事業については、市町村が認可できるようにすべきである。	都市再開発法に基づいて、土地の合理的かつ健全な土地利用と都市機能の更新が必要な区域として都市計画に定めた区域内において、土地所有者等が権利変換方式による共同ビル建設を促進するための手続きであり、住民に最も身近で地域の実情に詳しい区が認可事務処理することが好ましい。そのことにより、市町村の独自性を発揮でき、事業期間も短縮することができる。	○新規
権11	熊本市	防災街区整備事業の認可等	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(122条1項、136条1項・3項、165条1項、204条1項、269条、270条、271条)	防災街区整備事業の認可権等を都道府県から指定都市に移譲する。	・防災街区整備事業の認可権等を移譲することにより、自治体における自主性及び自立性を出すことができる。 ・都市計画決定権が一括法で移譲され、熊本市が防災街区の整備方針を都市計画に定めることとなったため、その地区内における防災街区整備事業の認可及び監督等についても熊本市で行うことが望ましい。	・都市計画決定権者と事業認可者が同一になることで、事業の必要性や効果等をより明確にできる。 ・都市計画に定める防災街区の整備方針との整合性がとれる。 ・事務の効率的に、また時間も短縮できる。	○新規
権12①	札幌市	一般国道の直轄区間の移管の促進	道路法 第5条第1項、第12条、第13条第1項 ※ アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～(平成22年12月28日閣議決定)	一般国道の直轄区間の移管については、国と地方との個別協議に基づく移管が早期に実現するよう、その対象の拡大も含めて移管の対象となり得る道路を国と地方の間で確認し、積極的に取り組んでいく。	直轄国道の要件は、 (1)高規格幹線道路の区間 (2)県庁所在地等の重要都市間を効率的・効果的に連絡する一般国道の区間 (3)重要な港湾・空港と(1)(2)を効率的・効果的に連絡する一般国道の区間とされているが、主に地域内交通を分担する道路は基本的に地方が担うべきであり、国は、それを補完することにより、全国的な交通ネットワークを形成すべきである。 上記の考え方に沿ってこの要件を見直し、直轄国道の北海道・札幌市への移管を行うべきである。 国土交通省と札幌市の個別協議については、平成20年10月から11月にかけて行われ、同年11月21日付けで、確認事項が取り交わされている。しかしながら、その後、個別協議が中断した状態が継続しており、アクション・プランに掲げている目標年次までの移管が困難な状況である。	この区域内の道路網について札幌市が一括して管理できることとなり、札幌市のまちづくりの自由度の拡大や市民サービスの向上に直接繋がることとなる。	○未措置
権12②	松山市	市域内道路の一元管理	道路法第17条の第1項及び第2項	道路法を改正し、中核市にある国道及び都道府県道の管理を中核市が行なうことが可能とする。 (ただし、権限移譲の際には、財源と人員についての担保も確保すること。)	現在、国道は国、県道は県、市道は市の管理となっていることから、市民が本市の窓口で道路の調査などに来られた際、市道でない場合は、国や県に行っていたようお願いをしていることから、負担を強めている状況である。 また、国道や県道にて公共工事を行う際には(下水道など)、管理者に承諾をとる必要があるため、協議に日数を要するケースが多く見受けられる。また、一体的な整備ができず、ちぐはぐな景観となることも考えられる。	一元的な管理をすることにより、市民への窓口サービスが向上する。また、公共工事などでも市の承諾のみで実施可能となり、工事進捗の効率があがることから、経費も削減される。	
権12③	北九州市	直轄国道の管理権限の移譲	道路法	直轄国道の整備・管理を国から市へ権限移譲する。 「同一都道府県内に起終点がある区間」 「バイパスの現道区間」等	市民に身近な国道は、「管理の一元化」「交通ネットワークの効率的な整備」の観点から、指定都市が自らの責任で維持管理することが望ましい。	・一体的で効率的な道路管理が可能となる。(補修など迅速な対応) ・窓口一本化により市民サービスが向上する。 ・スケールメリットによる経費が節減できる。(清掃業務、街路樹の管理等)	
権12④	熊本市	国(指定区間含む)・都道府県道の管理権限の市への移譲	道路法第13条、15～17条	国(指定区間含む)・都道府県道の管理権限を十分な財源とともに移譲する。	管理権限が移譲されれば、国道、都道府県道及び市道の一体的で効率的な道路管理が可能となるとともに、統一的な景観や環境に配慮した道路整備が可能となる。	機動的かつ効率的な道路整備と、地域の実状に則した整備手法の実現。	
権13①	横浜市	河川管理に関する権限移譲	河川法第9条、第10条、第16条の3、第59条、第100条	国土保全上及び道府県土保全上重要なものを除き、市域内で完結する河川について、管理権限を移譲するとともに、市域内を流下する国管理河川であっても、協議により管理できる制度とする。	市域内の河川に関するすべての権限を有していないことで、総合的・一体的な治水対策・災害対策が困難となっている。	基礎自治体が自治会・町内会及び市民団体等と一体となって、市域内河川を一元的に管理することで、効率的・効果的な、総合的な治水対策・災害対策が可能となる。	○未措置
権13②	福岡市	二級河川の管理権限	河川法第10条	二級河川の管理について、市の事務とする。	二級河川の管理は、原則都道府県が行うこととなっているが、市民からの要望(除草や浚渫等)に対し、迅速な対応ができない。 また、格上げ二級河川における占用許可については、県への申請に市の副申書を要するとともに、県・市両方で協議、手続を要し、速やかな事務処理に支障を来している。 そのほか、河川における親水公園化など、周辺のまちづくりと一体となった河川整備についても、市が主導で行うことができない。	・河川管理に関する窓口の一本化により、市民からの要望に対し迅速な対応が可能となる。また、占用許可事務に関し手続の期間短縮が可能となる。 ・準用河川・普通河川と合わせ流域ごとの一貫した河川管理が可能となり、下水道事業や道路事業との連携強化が図れる。 ・河川における親水公園化など、周辺のまちづくりと一体となった河川整備を積極的に推進することができる。	

権14	名古屋市	移譲河川における 占用料の帰属	河川法第32条第4項	移譲河川における占用料は、移譲河川の管理者に帰属するよう、河川法第32条第4項を改正する。	河川管理権限の移譲により、政令指定都市が管理することとなった一・二級河川における占用料について、河川法では都道府県に帰属することとなっている。このため河川管理権限が政令指定都市に移譲された河川においては、工作物の設置等の許可事務までは政令指定都市で行い、占用料徴収や還付等収納事務は、収入の帰属先である都道府県が行っている。河川占用料の減免の判断や適用単価の判断等は都道府県が行うため、迅速・効率的な事務処理が困難となっている。	河川占用許可に係る事務が政令指定都市で完結する(ダム等一部の工作物を除く。)ため、迅速・効率的な事務手続きが可能となる。	○新規
権15	千代田区	特別区における延床1万㎡超の建築物にかかる建築確認等の事務	建築基準法第4条、第97条の3、建築基準法施行令第149条	特別区の特例における特別区権限を拡大する。又は、法第4条第1項の市に特別区を加える。	建築指導行政は、新築に係わる確認検査のみならず、既存建築物も含めた地域全体の防災や安全の観点からも役割が期待されている。そのような中、延床面積の違いで行政側の所管が分かれてしまえば、地域住民に対する責任ある対応に支障をきたす可能性がある。	建築物の規模に係わりなく、地域事情に詳しい特別区により、きめ細かい建築指導行政が可能となる。	○新規
権16	岩出市	公営住宅処分の要件緩和及び権限移譲	公営住宅法第44条、公営住宅法第12条	公営住宅の処分要件の緩和と市町村長の権限で処分できる制度とする。	近年建設された公営住宅を除き、全国的に公営住宅は昭和40年代頃に建設された施設が多く、地方自治体を取り巻く財政状況が更に厳しさを増している状況において建て替えに要する費用を捻出できないのが現状である。	公営住宅の処分についての耐用年数等の義務付け部分の緩和と、整備した自治体の財政状況等も勘案して、市町村長の権限により、処分できるようにすることで、厳しい財政状況を乗り越える一つの手立てとなる。	○新規
権17	三鷹市	特定優良賃貸住宅に関する権限移譲の見直し	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第2、3、5、8、9、10、11、19条	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による特定優良賃貸住宅に関する権限移譲の見直し	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律は、中堅所得者の居住の安定を図ることを目的としているが、現在、中堅所得者層が通勤等により移動する範囲は複数区・市に渡っており、優良賃貸住宅の建設にあたっては、各区・市等の小さな地域内ではなく、都・県等の大きな地域内での全体的住宅事情を考慮した供給計画の作成が必要である。今回の権限移譲により供給計画の認定権限その他が各区・市になったことにより、周辺区・市等全体の配置状況などを把握しないまま認定されることになり、目的に沿った効率のよい住宅建設計画の作成・認定が困難になった。また、既存の特定優良賃貸住宅の大半は都・県の管理によるものであり、区・市管理によるものは少ない。そのため供給計画変更認定や地位承継の承認等、事業者から都・県を経て区・市に申請されるものが多数であり、区・市に権限が移譲されたことによる事務効率の改善は図られず、区・市の負担のみ増加する結果となった。また、都・県が自ら管理する特定優良賃貸住宅に係る地位承継の承認等の事務を行う事は必然であり、適切な管理につながるものと考えた。したがって、都・県が管理する特定優良賃貸住宅に係る供給計画変更の認定や地位承継の承認等の権限は都・県に戻すことを強く要望するものである	事務効率が改善・上昇する	○新規
権18	美作市	交通規制の一部権限移譲	道路交通法第4条	市道における交通規制について、市で実施できる範囲を設ける制度とする。	市は、道路の維持管理等を行っていますが、交通管理に関する権限は持っていないため、市の判断による交差点における一時停止の設定などができず、地元住民からの要望や交通安全対策に迅速に、柔軟に対応できない状況です。また、総合的な交通政策を加味したまちづくりを実施することが困難な状況などがあります。	県警の交通管理の権限を(限定的な範囲に限ってもいいので)市に移譲することにより、地元市民の皆さんの意見を反映して横断歩道の設置、移設や一旦停止の設定などを可能とし、交通政策とまちづくりの一体化を図ることができるようになることともに、地元の意見を迅速に柔軟に反映することが可能となります。	○新規
権19	横浜市	地域交通に関する義務付け・枠付けの廃止	道路運送法第9条第1項・第4項・第15条等	・バスの上限運賃の認可及び運賃の届出先に関する権限移譲 ・実業用車両の最大寸法及び重量の変更に関する国土交通大臣の認可を廃止 ・ノンステップバスの仕様にかかる国土交通大臣の関与を廃止	地域の実情を踏まえた、地域の交通施策を実施することができない。	地域の実情に応じて効率的・効果的な交通施策を展開することが可能となる。	○新規
権20	松山市	社会資本整備総合交付金について	社会資本整備総合交付金交付申請等要領第1の2	都道府県と政令市だけでなく、中核市の中で希望する自治体に対しては、直接、国土交通省の地方整備局長に交付申請等が可能となるように制度改正を行う。	社会資本整備総合交付金は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金等を一つの交付金に原則一括としたもので、地方公共団体にとって自由度が高く、地域の実情に沿った施策に生かせる総合的な交付金として創設され、現在、各自治体が各々の地域事情に即した創意工夫を行い、より効果的な社会資本整備に役立っている。その一方、現在のように都道府県が交付申請について取りまとめた場合、基礎自治体の実情や真意等が伝わらなくなる可能性もあるため、今後は、政令市に次ぐ人口規模や権限を有する中核市に対しては、希望に応じて、国土交通省の地方整備局長に直接交渉するとともに交付申請が可能となるような制度改正を行い、実際に現場で事業を行っている基礎自治体のアイデア等を施策に反映させる必要がある。	中核市が直接各整備局長に交付申請を行うことができるようになれば、地域住民と直接触れ合っている現場の創意工夫が採用されやすくなり、より効果的な社会資本整備を行うことができるようになる。また、そのような成功体験を新たな施策に反映していくことにより、より良い事業を構築することができるようになる。	○新規

## (2) 教育分野

整理番号	提案市区名	名称	根拠法令名・条項番号等	①改革の方法	②改革の理由、支障等	③改革した場合の効果等	備考
権21①	郡山市	教職員人事権の移譲	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条第1項、第41条第2項、第58条、第59条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条第2項	現在、都道府県が有している県費負担教職員の人事権を中核市へ移譲する。	教育の根幹をなす部分については、国として定め、その上で地方の裁量を拡大することが必要であり、学級編制、教職員配置など、地域の実情に応じた対応が可能になれば教育の活性化につながるため。	・教育に関する喫緊の課題が山積している中、より現場に近い市町村が主体性を発揮し、創意工夫を活かした特色ある教育を実現するとともに、地域に根差した優秀な人材を育成・確保することが、質の高い義務教育、市民の満足度の高い教育、そして児童生徒一人ひとりへの手厚い教育の実現につながる。 ※財源措置の裏付けがなければ、形だけの人事権の移譲となりかねず、国が責任を持って財源の確保をした上で、弾力的な運用が可能となる人事権移譲を実施すべき。 ※ただし、財源については十分な協議と準備が必要であることから、当面は給与負担等と切り離した上で、人事権や学級編制権等の移譲を先行して実施すべき。	○未措置
権21②	新潟市	県費負担教職員制度の見直し	市町村立学校職員給与負担法第1条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第41条及び42条、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条及び6条	教職員の任命権は市(指定都市)が有しているのに対して、給与と負担、教職員定数等に係る権限は県が有しているという現行制度上の「ねじれ」を改めるため、その所要額全額の税源移譲による財政措置を講じた上で、県費負担教職員制度に係る包括的な権限を市に移譲する。	・教職員の定数についての権限が県にあることから、教職員の配置について県との協議が必要であり、市が独自に配置することも可能であるが、それには多額の予算が必要となる。 ・教職員の研修を充実させるため、県と異なるカリキュラムを設定する場合、参加旅費等が県の負担であるために制約を受ける。 ・市独自の人事評価を給与に適切に反映させるためには、県との協議が必要となる。	学校の設置者である市が主体的に市民ニーズに応じた教育を提供できる体制を整えることができるようになる。	
権21③	加賀市	教職員の配置基準の改善	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条第2項	公立の小学校または中学校の1学級の児童又は生徒の数の基準については、都道府県の教育委員会だけでなく、市の教育委員会で定めることも可能な基準とする。	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条第2項の規定により、公立の小学校または中学校の児童又は生徒の数の基準は、法律で定める数を基準とし、都道府県の教育委員会が定める。ただし都道府県の教育委員会は、当該都道府県による児童又は生徒の実態を考慮し、特に必要がある場合は法律で定める数を下回る数を、一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができるとされている。 国の「標準法」及び県の「学級編成基準」が改正され小学校1年生は35人学級となり、小1プロブレムの解消など、大変教育的効果をあげている。しかし、どの学年・学級においても「いじめ」「不登校」問題が起こる可能性があり、通常学級における発達障害のある児童・生徒への細やかな指導や学級経営が求められている。 については、自治体内の実情を考慮し、他の学年でも35人学級を可能とし、児童・生徒に向き合いきめ細かく指導することで現在の課題に対応したい。 ただし、市が他の学年で35人学級を定めた場合でも教職員の給与はこれまでどおり県が負担する法整備を要する。	児童・生徒への細やかな指導や学級経営が可能	
権21④	港区	県費負担教職員の人事権等	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条	区市町村が長期的視点に立って、地域の実情に応じたきめ細かな学校教育を推進できるよう、県費負担教職員の人事権を区市町村に移譲する。	県費負担教職員の人事権は、指定都市に移譲されている事務であり、都道府県が実施しなければならない特別な事情はなく、より地域に根ざした意識を持った教職員の確保が図られるよう、区市町村が担うべきである。 また、県費負担教職員の任免、転任等については、地教行法第38条の規定により、区市町村教育委員会は都道府県に対し内申することが義務付けられているが、この内申の義務付けの廃止についても、人事権の移譲と同時に検討されるべきである。 なお、東京都と特別区の間では、都区で担う事務のあり方について検討を行っているが、その検討の中でも「県費負担教職員の任免、給与決定に関する事務」は、特別区に移管する方向で都区双方が一致している。財源を含めた人事権の移譲が必要と考える。	県費負担教職員の人事権が区市町村に移譲されることで、より地域に根ざした意識を持った教職員の確保が図られ、地域の特性を生かし、地域の実情に応じたきめ細かな学校教育を展開することができる。	
権21⑤	新宿区	教職員の人事権に関する権限の移譲について	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第6条・第10条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条	教職員の給与負担について適切な財源措置を図りつつ、区市町村教育委員会が教職員の任命権と教職員の定数権限を執行できるよう、法改正を行う。	県費負担教職員は、身分は当該地方公共団体の職員でありながら、任命権は都道府県にあるという「ねじれ」現象が生じている。このため地域の実情に応じた教育施策と人事権との連動が図れないほか、人事権と人事評価との整合性が図れないなど多くの問題が生じている。	区市町村教育委員会が教職員の任命権と定数権限を執行することで、地域の実情に応じた質の高い義務教育を実現するための教職員の質と量を確保することが可能となり、また、人事権と教育施策との連動を図ることができる。	

権21⑥	品川区	区市町村立小中学校の教職員の任免、給与決定などに関する事務権限の移譲	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条第1項、第42条第1項 市町村立学校職員給与負担法第1条	都道府県が担う区市町村立小中学校の教職員の任免、給与決定などに関する事務権限を区市町村に移譲する。	義務教育は単なる学習指導にとどまらず、学校と地域や保護者との継続的な信頼関係のうえに成り立つものであり、実施主体である区市町村が自主的・主体的な教育活動を推進するためには、教職員の人事権の行使と給与の負担を含めた包括的な責任を負うべきである。 しかし、現行制度においては、区市町村立小中学校の教職員の人事権の行使と給与の負担については、都道府県が実施しているため、区市町村がその責任を全うできる体制となっていない。 また、教職員の人事権が都道府県に留保されることにより、教職員の区市町村への帰属意識が希薄となり、区市町村が地域の特性を生かした独自の教育を展開するうえでの支障となっている。 このことから、区市町村が地域に根差した優秀な人材を確保・育成し、特色ある学校教育を展開していくためには、区市町村が自ら教職員の人事権の行使と給与の負担を実施することが不可欠である。	区市町村が担うことにより、より地域に根差した意識を持った教職員の確保が図られ、長期的視点に立って地域の実情に応じた特色ある学校教育を推進することが可能となる。 なお、区市町村立小中学校の教職員の人事権の行使と給与の負担の移譲に当たっては、区市町村が給与の負担を行う必要があるため、適切な財源の移譲が不可欠である。
権21⑦	大田区	県費負担職員の人権等の移譲	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条第40条第41条 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第10条	区立小中学校教職員の人事権、教職員定数などの権限を必要な財源と併せ、特別区に移譲する。	特別区が長期的視点を持ち、地域の実情に応じたきめ細やかな教育を推進するためには、必要な財源とともに、区立小中学校教職員の人事権、教職員定数権の確保が欠かせない。 現状では、人事権等が、都にあるため、各学校の状況を区教育委員会でまとめ、都へ報告するため、区が責任を持って、地域の実情に応じた学校教育に推進できる体制にはなっていない。	地域防災拠点としての学校の位置づけ、学校支援地域本部の立ち上げ等、学校と地域(町会・自治会)との結びつきは新たな局面を迎えている。その中で、特別区と同様に、区(教育委員会)が人事権・定数権を持つことで、地域の実情に合わせた効率的な人事を行うことが可能となる。
権21⑧	横浜市	義務教育教職員に関する権限移譲	市町村立学校職員給与負担法第1条、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第3条等	道府県にある学級編成や教職員定数等の権限を移譲するとともに、県費負担教職員の給与費負担及び必要な所要額全額の税源の移譲をする。	政令指定都市においては市が学校の設置管理者であり、教職員の任免権は市教育委員会に有しているが、学級編成基準や教職員の定数、給与の設定をする権限は道府県にあり、また教職員の給与費は道府県教育委員会が負担することとなっており、「ねじれ」状態が生じている。	「ねじれ」状態が解消されることで、学校状況に応じた弾力的な教職員配置等が可能となるなど、主体的な教育行政を展開することが可能となる。
権21⑨	川崎市	指定都市への県費負担教職員の給与負担の移管並びに教職員定数、学級編成基準等の決定権限の移譲	市町村立学校職員給与負担法第1条 地方教育行政の組織及び管理運営に関する法律第41条 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第3条第2項及び第3項	指定都市が設置する義務教育諸学校の教職員(県費負担教職員)に係る給与費については、移管に係る所要額全額の税源移譲による財政措置を行った上で、当該指定都市の負担とし、併せて、教職員定数とその算定根拠となる学級編成基準の決定権限を指定都市に移譲する。	指定都市の県費負担教職員にあつては、その任免、服務監督、研修、給与の決定、勤務成績の評定等については当該指定都市の権限となっているにもかかわらず、その給与費負担、学級編成基準、教職員定数、勤務条件、分限・懲戒制度、勤務成績評価に関する計画等については道府県の権限となっている。そのため、県費負担教職員の任命権者と給与負担者とが異なる「ねじれ状態」にあり、円滑な人事施策が行いにくい状況となっている。	任命権者と給与負担者とが異なることによる「ねじれ状態」が解消され、責任と権限の一元化により、指定都市にとって、地域の実情に応じた、主体的・一元的な施策の推進が可能となる。また、教育における地方分権の推進、道府県と指定都市との役割分担の明確化及び給与関係事務の合理化・効率化が図られる。
権21⑩	さいたま市	県費負担教職員制度の指定都市への移管	市町村立学校職員給与負担法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律	現在、県費負担となっている教職員の給与費を指定都市の負担とし、教職員定数、教職員配置等、県費負担教職員制度に係る包括的権限を指定都市に移譲するとともに、新たに必要となる財源は税源移譲によって措置する。	・教職員の任命権は指定都市が有しているが、給与費負担、教職員定数、教職員配置に係る権限は道府県が有しているという「ねじれ」が存在する。 ・そのため、指定都市の教育施策にそって、教職員定数、学級編成の基準を定めることができない。また、少人数指導・少人数学級の実施に対しても制約が残るなど、指定都市のもつ教育課題に柔軟に対応できない。	・県費負担教職員制度が指定都市に移管された場合、指定都市が教職員定数を定め、実情に合わせた独自の学級編成の基準を定めることにより、市民のニーズに応じた教育施策を実施し、児童生徒に対してきめ細かな教育指導を行うことができる。
権21⑪	浜松市	県費負担教職員制度の見直し	市町村立学校職員給与負担法第1条 / 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第41条第1項、第2項 / 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第3条第2項	平成22年6月に閣議決定された地域主権戦略大綱を踏まえ、道府県の給与費負担、教職員定数、教職員配置等、県費負担教職員制度に係る包括的権限を指定都市に移譲すべきである。 また、この移譲に伴い必要となる財源については、指定都市立小・中・特別支援学校に係る教職員給与だけでなく、急激に増加している退職手当や移管に伴って生じる事務関係経費を含めた所要額全額について、税源移譲による財政措置を講ずるべきである。	教職員の任命権は指定都市が有しているのに対して、給与費負担、教職員定数、教職員配置等に係る権限は道府県が有しているという現行制度上の「ねじれ」を改め、学校の設置者である指定都市が主体的に市民のニーズに応じた教育を提供できる体制を整える必要がある。	学校の設置管理者である指定都市が、主体的に、地域の特性や保護者などの地域住民の意向を反映し、市民ニーズに応じた教育を住民に提供することが可能となる。

権21⑫	名古屋市	県費負担教職員制度における給与負担者と任命権者の不一致	地方教育行政の組織及び運営に関する法律、市町村立学校職員給与負担法、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律	教職員の給与費負担の移管及び教職員定数決定等の包括的な権限の移譲を行う。なお、給与費負担の移管にあたっては、準備のための十分な移行期間が必要であるため、早期に実施時期と全体像を明確にするとともに、退職手当及び移管にかかる事務関係経費を含めた所要額全額について税源移譲による財源措置を講じる必要がある。	県費負担教職員制度において、指定都市については、教職員の任命権は指定都市教育委員会が有し、その給与費は道府県の負担とされていることにより、一元的な責任体制の下で教育施策が実施できない。	一元的な責任体制の下で、自主的、主体的な教育施策が展開できる。
権21⑬	岐阜市	県費負担教職員の人事権等の移譲	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第59条等	県費負担教職員の人事権等について、中核市が総合的・一体的な教育行政が行えるよう、早期にその権限を中核市に移譲する。 なお、移譲に際しては、地域間での格差を考慮し、移譲の選択が可能な制度とする。	現行の制度では、小・中学校を市町村が設置し、教職員も市町村の職員でありながら、教職員の人事権等は都道府県に権限がある状態となっている。 中核市についても、教職員の研修権はあるものの、人事権等の権限は与えられていないため、現状では市が行おうとする教育行政に必要な人材の確保ができないだけでなく、教職員の不正等に対して市では懲戒処分をすることもできない状況にある。 そのため、教職員の側からすると、市の方針よりも処分権や異動権を持った都道府県の方針が気に入り、勤務する地域に根差した意識をもちにくいのが現状である。 よって、市の方針が教育現場に的確に反映できるよう、教職員の人事権等の移譲を求めるものである。	県費負担教職員の人事権等が移譲されれば、地域に根差した優秀な人材の確保・育成が可能となり、主体的で特色ある質の高い義務教育が実現できる。
権21⑭	京都市	県費負担教職員制度の見直し	市町村立学校職員給与負担法第1条	道府県の給与費負担、教職員定数、教職員配置等、県費負担教職員制度に係る包括的な権限を指定都市に移譲する。 また、これに伴い必要となる財源については、税源移譲により措置する。	教職員の任命権は指定都市が有しているのに対して、給与費負担、教職員定数、教職員配置等に係る権限は道府県が有しているという現行制度上の「ねじれ」を改め、学校の設置者である指定都市が主体的に市民のニーズに応じた教育を提供できる体制を整える必要がある。 このため、平成22年6月に閣議決定された地域主権戦略大綱を踏まえ、道府県の給与費負担、教職員定数、教職員配置等、県費負担教職員制度に係る包括的な権限を指定都市に移譲すべきである。 また、この移譲に伴い必要となる財源については、指定都市立小・中・特別支援学校に係る教職員給与だけでなく、急激に増加している退職手当や移管に伴って生じる事務関係経費を含めた所要額全額について、税源移譲により措置すべきである。	現行の制度では教職員の任命権は指定都市にあるものの、給与負担者でないという「ねじれ」が生じており、教職員定数等を主体的に決定することができないが、国及び道府県から必要な財源、権限の移譲を行うことにより、教職員定数、教職員配置等に関する包括的な人事管理を行うことができるようになり、学校の設置管理者である指定都市が主体的に、地域の特性や保護者などの地域住民の意向を反映し、市民ニーズに応じた教育を市民に提供することが可能となる。
権21⑮	堺市	県(府)費負担教職員制度の見直し	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第41条・第42条、市町村立学校職員給与負担法第1条他	道府県の給与費負担、教職員定数、教職員配置等、県(府)費負担教職員制度に係る包括的な権限を政令指定都市に移譲を行う。また、これに伴い必要となる財源については、税源移譲により措置をする。	現在、県(府)費負担教職員の任命権は政令指定都市が有し、給与負担や教職員定数の設定は道府県が行っており、任命権者と給与負担者が異なる状況にある。 平成22年6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」において、基礎自治体への権限移譲の項目が盛り込まれているが、大綱に基づく政令指定都市への包括的な権限移譲とこれに伴う所要額の税源移譲による財政措置について特段の動きがない。 なお、学級編制については、関係法令の一部改正により、市町村が地域や学校の実情に応じて柔軟に学級を編制できるよう見直しが行われたが、国の定める学級編制の標準に基づき、道府県が教職員定数を決定し、給与負担をする仕組みは変わっておらないため、学校の設置者である政令指定都市が主体的な教育行政を行うことができない。	学校の設置者である指定都市が、包括的な人事管理を行うことにより、地域の特性や保護者等の地域住民の意向を反映し、市民ニーズに応じた教育を市民に提供をすることができる。
権21⑯	高松市	県費負担教職員の人事権の移譲	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条第1項	市町村立学校の教職員の任命権者を都道府県教育委員会から市町村教育委員会へ移譲する。	義務教育の実践の場である小中学校は、将来を担う、確かな学力、豊かな心、健やかな体を備えた子供たちを育成する場であり、その学校教育に携わる教員の役割は大変重要である。 しかしながら、現行制度においては、公立小中学校の設置主体は基礎自治体であり、教員の身分も、市町村の職員であるにもかかわらず、任免及び異動などの人事権は、都道府県の教育委員会にある。 激しい社会変化の中、教育に関するニーズの多様化、いじめ・不登校の対応など、喫緊の課題が山積している教育行政においては、義務教育の抜本的な見直しが求められており、基礎自治体が主体性を発揮し、創意工夫による質の高い教育行政を展開するとともに、地域の実態にあった教育改革を推進することが必要とされている。 このため、地方の権限と責任の明確化や一体化、また、地域に根ざした優秀な人材を育成・確保するためには、既に中核市に移譲されている研修権だけでなく、人事権の移譲も必要不可欠である。 なお、人事権移譲に当たっては、人事権に係る経費の確実な財政措置も必要不可欠である。	各市町村の実情や教育方針に沿った教員採用や人事配置が行えることから、義務教育に関する権限と責任が一元化され、より地域に根差した意識を持つ教員のもと、各市町村の特色のある教育や学校づくりが積極的に展開できる。
権21⑰	松山市	県費負担教職員の人事権(任命権)及び教職員定数設定権限等の移譲	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条、第41条	市立学校県費負担教職員の人事権(任命権)、教職員定数及び学級編制に関する権限等について、都道府県から中核市に移譲すべきである。	現在、小中学校の教職員の人事権は政令指定都市を除いて都道府県にある。 教職員は都道府県単位の地域内での異動となるため、市区町村への帰属意識をもてない状況である。 また、地域の実情に応じた特色ある教育行政を展開するための権限と責任の明確化や一体化が図られないなど、様々な課題があり、人事権移譲は、長い間、懸案事項となっている。 地域においては、それぞれの実情、文化、伝統等を理解し、地域の子どもを慈しむ心を有する教職員が求められており、地域に密着した自治体が人事権を持つことが適切かつ合理的である。そのためには、教職員定数の決定権を併せた小中学校教職員の人事権移譲が必要である。	住民により近い立場にある市に移した方が教職員の人事評価を直接的に反映させることが可能となる外、教職員の人事異動や人事に関する事務処理もスピーディーに行うことができる。

権21⑱	北九州市	市町村立学校職員の給与等の負担	市町村立学校職員給与負担法第1条	現在、都道府県の負担となっている市町村立学校職員の給与等について、指定都市等の負担(権限移譲及び財源移譲)とする。	・学校現場において、従うべき条例・制度が異なる職員(県費・市費)が混在しており、事務が煩雑化している。 ・給与、手当額の決定、支給に際し、学校→市→県となり、二重事務が発生している。	・市の自由度(給料表、手当等の決定)が拡大し、市のニーズに応じた教育が実施可能となる。 ・教育現場での処遇が統一される。(現在、県費職員と市費職員で従うべき条例・制度が異なっている)	
権21⑲	北九州市	教職員定数の決定	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第41条第1項	県費負担教職員の定数の決定の権限を指定都市に移譲を行う。	県費負担教職員の任命権は政令市で行っているが、定数・加配等の決定権はないため、本市独自の学級編制等が出来ない。	・本市独自の学級編制が可能となり自由度がある。 ・都道府県の審査等を受ける必要がなくなり、事務が効率化される。	
権21⑳	福岡市	県費負担教職員制度	市町村立学校職員給与負担法第1条、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条・第6条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第41条・第42条等	給与費負担、教職員定数、教職員配置等について指定都市が決定を行えるようにする。	指定都市は、小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の任命権を有しているが、給与費負担、教職員定数、教職員配置等に係る権限は都道府県が有し、主体的に決定できない。	各学校の設置者である指定都市が、主体的に、地域の特性や保護者などの地域住民の意向を反映し、市民ニーズに応じた教育を市民に提供することが可能となる。	
権21㉑	熊本市	教職員定数の決定、市町村立学校職員の給与等の負担	・公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第41条、第42条、第46条・市町村立学校職員給与負担法第1条	県費負担教職員の任命権は現行制度のもと政令指定都市が有しているが、本来任命権者として当然有すべき給与負担、学級編制の基準、教職員定数等に係る包括的な権限について道府県から政令指定都市に移譲を受け、基礎自治体優先の原則のもと市民ニーズに応じた教育施策を展開する制度とする。	少子高齢化・国際化が進む中、これまでの画一的な施策では対応できない様々な教育課題が生じており、少人数学級の更なる推進や地域の特性に応じた教育職員の配置等を柔軟に行ない対応できる地方分権型の仕組みづくりが必要となってきた。そのためには、給与負担、学級編制の基準設定、教職員定数、教職員の勤務条件・分限・懲戒制度の設定、勤務成績評価に関する計画等からなる県費負担教職員制度に係る包括的な権限を指定都市に移譲すべきである。 また、この移譲に伴い必要となる財源については、指定都市小・中・特別支援学校に係る教職員給与だけでなく、今後増加が見込まれる退職手当をはじめ権限移譲に伴い生じる事務関係経費を含めた所要額全額について、税源移譲による財政措置を講ずるべきである。	指定都市が道府県から包括的な権限移譲を受けた場合、道府県と同等の権限を有する市民に身近な基礎自治体として、自立的・主体的に地域の特性や保護者などの意向を反映し、市民ニーズに応じた教育を提供することが可能となる。	
権22	熊野市	埋蔵文化財	文化財保護法第101条・第102条	各市町の教育委員会で管理監督する。	埋蔵文化財については、各市町にいる文化財専門委員や調査員などが、その地域の歴史や風土に精通しているため。	事務処理の簡素化	○新規
権23	熊野市	出品された重要文化財等の管理	文化財保護法第185条・第188条	各市町の教育委員会で管理監督する。	文化財については、各市町にいる文化財専門委員や調査員などが、その地域の歴史や風土に精通しているため。	事務処理の簡素化	○新規
権24①	横浜市	私立幼稚園及び認定こども園の認可等に関する権限移譲	私立学校法第9条、私立学校振興助成法第9条、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条等	私立幼稚園にかかる私立学校審議会の設置運営、私立幼稚園への運営指導及び補助金交付並びに認定こども園にかかる認可及び認定基準等にかかる権限を移譲する。	幼稚園等についても貴重な保育資源として位置付けることが必要となっているが、私立幼稚園等に係る事務・権限が道府県にあるため、資源を有効に活用できていない。	私立幼稚園等について、保育所等と同じ貴重な保育資源にも位置付けることで、保育所待機児童の解消など、効率的・効果的な子ども・子育て施策を実施することが可能となる。	○新規
権24②	川崎市	私立幼稚園の設置廃止等の認可の指定都市への権限移譲	学校教育法第4条	私立幼稚園の設置廃止等の認可については、現在、国で法案審議中の子ども・子育て新システムへの移行を視野に入れ、保育所等と一体的な整備推進が図れるよう指定都市へ権限移譲を行うものとする。	私立の幼稚園の設置廃止等については、学校教育法第4条の規定により、都道府県知事の認可を受けなければならないとされているが、一方、私立の保育所の設置については、地方自治法第252条の19及び第252条の22、並びに、同施行令第174条の26及び第174条の49の2の規定により、児童福祉法第35条の都道府県知事の認可権限が指定都市及び中核市の市長に移譲されているところである。 また、現在、国で法案審議中の子ども・子育て新システム法案では、新システムの実施主体は基礎自治体を大原則とすることとしており、新たに創設が予定されている総合こども園や保育所等と幼稚園の一体的な整備推進を図るため、その設置廃止等の認可権限の指定都市への移譲を求めるものである。 なお、移譲にあたっては、財源や指導・監査事務、審議会等も含め包括的に求める必要がある。	私立幼稚園の設置廃止等の認可権限を指定都市に移譲することにより、今後創設が予定されている総合こども園や保育所等と幼稚園の一体的整備を図ることができ、すべての子どもにより質の高い学校教育と保育を提供できるようになる。	

権24③	堺市	認定こども園の認定に関する権限(認定基準の作成に関する事務を含む)	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条	認定こども園の認定における手続等の事務を移譲する。	<p>【改革の理由】 包括的な権限を持つことにより、地域の実情に応じた事業実施が可能になり、幼保一体化を促進することができる。</p> <p>【支障等】 私立幼稚園の設置認可に関する権限が移譲されることが前提となる。 認定基準に関する条例の制定や実施内容を習得するためのスキルアップが必要となる。</p>	行政にとって、就学前児童の総合的な幼児教育・保育施策の実施が可能となる。 住民にとって、幼保の連携の推進等により、多様な幼児教育・保育の選択が可能となる。
権24④	堺市	私立幼稚園の設置認可に関する権限(私学助成に関する業務も含む)	学校教育法第4条・第13条、私学学校法第8条、私立学校振興助成法第9条・12条	私立幼稚園の設置・廃止、設置者の変更、閉鎖命令や収容定員の変更などに関する事務、私立幼稚園に対する経常経費補助の交付に関する事務及び事業等の監査に関する業務を行う。	<p>【改革の理由】 包括的な権限を持つことにより、地域の実情に応じた事業実施が可能になり、幼保一体化を促進することができる。</p> <p>【支障等】 堺市私立学校法施行細則の制定と同規則に基づく私立学校審議会の設置が必要となる。 私立幼稚園に対する経常経費助成等については、必要な財源を全額措置されることを要する。 新たな事務量に伴う増員配置や実施内容を習得するためのスキルアップが必要となる。</p>	行政にとって、既に有する保育所の認可権と併せて、就学前児童の総合的な幼児教育・保育施策の実施が可能となる。 住民にとって、幼保の連携の推進等により、多様な幼児教育・保育の選択が可能となる。
権24⑤	箕面市	私立幼稚園に係る事務の権限移譲	学校教育法第4条・私立学校法第9条・私立学校振興助成法第9条	現在、都道府県が所管している私立幼稚園に関する権限(幼稚園設置認可・監査権限、収容定員変更、補助金交付事務等)について、基礎自治体である市町村の権限とする。	<p>市において、保育所待機児童対策など(単なる待機児童対策の視点だけでなく、重要視されている幼児教育を保護者の事情に関わらず選択できる環境整備など)の就学前児童にかかる施策を行う上で、保育所と幼稚園を一体的に検討する必要性が増している。そのためには、既に、都道府県から、権限移譲されている保育所の認可権限等に加え、市町村が私立幼稚園に関する事務を行い就学前児童にかかる施策を一体的に実施する必要がある。</p> <p>現在、私立学校法上都道府県に設置することとなっている「私学審議会」を市町村に設置し、収容定員変更等について市町村において審議・決定できるようにすること。また、私立学校振興助成法に基づき、国から都道府県に交付されることとなっている私学助成(普通交付税算入分含む)を市町村に交付する仕組みとし、市町村から私立幼稚園に交付できるようにすることが必要である。</p>	私立幼稚園に関する権限が市町村に移譲されれば、幼稚園と保育所を一体的に捉えた検討を行うことで地域の実情に応じた施策を推進することができるようになり、市における就学前児童対策を統一的・効率的に実施することができる。
権25	熊本市	市町村設置幼稚園の閉鎖命令等	学校教育法第13条	市設置幼稚園の閉鎖命令を市で実施できる制度にする。	学校教育法により、市設置の幼稚園の閉鎖命令は県の権限となっているが、従来、県の認可事務であった重要事項である市設置幼稚園の設置廃止手続きが、昨年度の法律の改正により、事前届出に変更されたことに鑑み、閉鎖命令だけが県の権限に留まっていることは、法令上のバランスを欠くため、市への権限移譲が求められる。	市の判断により、市設置の幼稚園が閉鎖できるようになれば、よりスムーズな事務処理が行える。

○新規

### (3) 福祉分野

整理番号	提案市区名	名称	根拠法令名・条項番号等	①改革の方法	②改革の理由、支障等	③改革した場合の効果等	備考
権26	八女市	地域主権改革の推進に係る福祉施設等の基準を定める条例	厚生労働省令第127号	社会福祉施設等の認可・指定等の基準を市町村が条例を制定して定める。	市町村の条例制定権の拡大	地域の自主性及び自立性を図る。	○新規
権27①	港区	児童相談所設置などに関する事務	児童福祉法 第59条	児童相談所設置などに関する事務を、区に移譲する。	東京都と特別区の間においては、児童相談所と子ども家庭支援センターが二層体制であることから、判断等に温度差が生じるなど迅速な対応に支障をきたし、あってはならない事故が発生している。 特に虐待が疑われる場合などには、立入調査から一時保護、児童福祉施設への措置といった一貫した要保護児童対策を実施することが必要不可欠であり、専門的、技術的、地域との連携による対応が可能な体制整備がされる必要がある。 なお、医師や児童福祉司等の専門的な人材の確保と育成については、都のノウハウや資源を引継ぎ、各区間の連携により事業の円滑な執行は可能と考えている。また、一時保護所の設置については、児童相談所とセットで機能すべきであるが、一定の距離が離れた区で保護すべきケースは区間で相互利用を図るなど、効率的に運営することで解決できると考えている。	区に児童相談所を設置し、虐待・障害・不登校などの専門的な相談に応じ、一時保護及び調査・判定に基づく施設入所などの援助を行うことで、子育て支援から要保護児童への対応まで、児童に関する相談や支援を一体的に行うことができる。また、区が主体的に児童の福祉に関する事務を一貫して実施できるようになり、住民にわかりやすく、地域におけるより迅速できめ細やかな対応を図ることができる。	○新規
権27②	新宿区	児童相談所の設置	児童福祉法 第12条・第59条の4	児童相談所の設置等に関する業務を区の業務とする。	児童相談所の設置については、第二次地方分権改革に伴い、「国は、児童相談所設置市への移行を希望する市における事務遂行体制や、希望市と都道府県の連携体制等について支障がないことを確認し、速やかに政令指定に必要な手続を行う。」(平成20年8月29日 児童相談所を設置する市について(雇児総発第0829001号))こととし、指定手続を見直した。 一方、特別区は、住民に最も身近な基礎自治体として、児童の福祉に関する事務を一貫して実施し、地域においてより迅速できめ細やかな対応を図るため、児童相談所の移管について東京都と協議中である。しかし、移管に対する協議が進んでいない現状がある。 児童相談所の設置等に関する事務については、特別区に一元化されることで住民にわかりやすくなるとともに、地域特性を踏まえた対応が可能となる。国としても、基礎自治体が児童相談所を担うことで、より一層児童福祉の向上につながるという方向性を示す必要がある。	現在、特別区が実施している児童家庭相談と合わせて、子育て支援から要保護児童への対応に至るまで、児童に関する相談及び支援を一体的・総合的に行うことができるようになる。	
権27③	品川区	児童相談所の設置権限の移譲	児童福祉法第12条第1項	都道府県が担う児童相談所の設置権限を区市町村に移譲する。	児童に関する相談および支援については、地域の実情に応じて、子育て支援から要保護児童への対応まで一体的に実施することが望ましい。 しかし、現状は、都が設置する児童相談所において、虐待・障害・不登校などの専門的相談や一時保護および調査・判定に基づく施設入所などの援助を直接実施している。一方で、区が設置する子ども家庭支援センターは、区が児童虐待の一義的窓口となったことで、区の関係機関の協力を得て調査・検討し、一時保護等を要すとの判断のもと事件送致をするものの、書面提出のための手続きに時間を要したり、児童相談所の重症の判断と齟齬の生じるケースもあるなど、児童虐待への対応における両機関の連携が必ずしも円滑に進んでいない面もある。 このことから、児童相談所の設置権限を特別区に移譲することにより、子育てから要保護児童への対応まで児童に関する相談および支援を特別区が一体的に行い、地域の実情に応じたより迅速できめ細やかな対応を図る必要がある。	区市町村が担うことにより、児童の福祉に関する事務を一貫して実施できるようになり、住民にわかりやすく、地域の実情に応じたより迅速できめ細やかな対応を図ることが可能となる。	
権27④	大田区	児童相談所設置等に関する事務	児童福祉法第12条および児童福祉法第59条の4第1項	平成20年8月29日付厚生労働省雇用均等・児童家庭総務課長通知「児童相談所を設置する市について」により特別区を一定の条件を満たす市として政省令を整備し、児童相談所を区へ設置する。	近年、児童虐待の件数は増加しており、迅速かつ的確な対応を求められている。現在、子ども家庭支援センターと児童相談所の連携により児童虐待対応を行っているが、児童相談所の事務を区に移管し、区が主体的に一貫した事務を行う体制を整備し児童虐待防止対策を強化する必要がある。早期の事務の移管を望む。	責任が明確化し、区が主体的に一貫して子どもの権利を守ることができる。また、区民の視点では区に一元化されることで分かりやすくなり、児童相談所が身近になる。行政側としても通報の錯綜等がなくなり、児童虐待や非行への迅速な対応ができる。また、複合的な問題を抱えるケースへの対応も区関係部署との密な連携により総合的な支援が出来る。	

権27⑤	荒川区	児童相談所の区移管について	21-6 (社会福祉) 児童福祉法	児童相談所に関する業務について、区の業務とする。	平成16年の児童福祉法改正により市区町村が第一義的に児童家庭相談を受けることとなり、都内の市区町村では子ども家庭支援センターがその任にあっている。また、東京都では都(児童相談所)と市区町村(子ども家庭支援センター)の役割分担について「東京ルール」を定め、その中で保育園・学校・保健所などの関係機関からの虐待通告は、原則として子ども家庭支援センターが受けることとなっている。しかし、子ども家庭支援センターは児童の一時保護などの法的権限を持たないため、児童相談所の権限を用いる必要がある場合には、児童相談所に協力を求めることとなっている。 今や児童相談所が受理する虐待件数よりも子ども家庭支援センターが受理する件数が多くなり、年々その傾向が顕著になっていることから、都道府県・政令指定都市・中核市等に設置されている児童相談所を区に移管し、法的権限を行使できるようにする必要がある。	児童相談所が区に移管されることにより現在の二層制が解消され、被虐待児童等の一時保護を含め迅速に対応することが可能となる。	
権28①	横浜市	ハローワークに関する権限移譲	厚生労働省設置法21条、23条等	ハローワークの権限を基礎自治体に移譲する。	自立支援等のサービスの窓口は市、職業紹介等の窓口は国となっており、求職者への総合的・一体的なサービスが提供できない。	自立支援などの福祉サービス等を行う市が職業紹介や求人開拓も一体的に行うことで、求職中の市民に対し総合的・一体的なサービスの提供が可能となる。	○新規
権28②	さいたま市	公共職業安定所(ハローワーク)の事務・権限移譲	職業安定法、雇用対策法	公共職業安定所(ハローワーク)については、希望する指定都市への事務・権限の移譲を認めること。	・住民がより良い行政サービスを受けるためには、それを提供する自治体が地域のニーズを把握し、地域の実情に応じた施策の決定・実施ができることが重要である。 ・ハローワークの事務・権限については、さまざまな事情を抱えた求職者のできるだけ身近に相談体制を確保し、生活の基盤となる就職のあっせんや自治体が直接提供している福祉サービスを一体的に実施できることが望ましい。	・市民にとって最も身近な場所でのワンストップサービスを実現し、就業・自立支援の強化と市民サービスの向上を図ることが可能となる。 ・市民が総合的・一体的な福祉・就労サービスを受けることが可能となる。	
権29	広島市	都道府県が行う職業訓練の実施等について	職業能力開発促進法第15条の6他	職業能力開発促進法において都道府県で行うこととされている職業訓練の実施などの事務・権限を、基礎自治体へ移譲する。	現行制度においては、求職者に対する支援について、職業相談・職業紹介はハローワークが、職業訓練は都道府県が、住居・生活・福祉等の支援は市町村がそれぞれ実施しており、求職者本位の一貫した支援が難しい状況にある。	ハローワークからの権限移譲と併せ、都道府県が行うこととされている職業訓練の実施などの事務・権限を基礎自治体へ移譲することにより、求職者が必要とする様々な支援をワンストップで提供することができる。 また、職業訓練を実施するにあたり、地域における企業の実情を熟知した基礎自治体であれば、地域に必要な労働力を踏まえた訓練を実施できる上に、教育機関と連携することで、若年層の労働力の強化も期待できる。	○新規
権30①	秦野市	民生委員・児童委員の委嘱権限の移譲	民生委員法第5条及び第6条並びに児童福祉法第16条	民生委員・児童委員の委嘱及び指揮監督に係る権限を、市に移譲する。	民生委員・児童委員は市町村の区域に置くものとされ、市町村の民生委員推薦会が推薦した者について、都道府県の地方社会福祉審議会の意見を聴いたうえで、都道府県知事が推薦し、厚生労働大臣が委嘱することになっている。 その職務は住民の生活状態を把握したうえで適切な相談や援助をすることであり、法律上の職務に関する指揮監督権は都道府県知事にあるものの、職務上は市町村と極めて密接な関係にある。そのため、職務上取り扱う住民情報の管理の徹底をはじめ、市町村が民生委員・児童委員に対する指揮監督権を掌握する必要があり、多くの市において市職員としての身分を付与するため、民生委員・児童委員全員を市の社会福祉嘱託員として重任する苦肉の策を講じている。このような実情に照らし、形式的な推薦・委嘱制度の改正が望まれる。	民生委員・児童委員に対する指揮監督権及び身分関係が整理され、委嘱事務等に係る行政効率率が向上し、実情に合致した制度となる。	○未措置
権30②	熊本市	民生委員・児童委員の委嘱権限の移譲	民生委員法第5条第1項、民生委員法第11条	民生委員への委嘱及び解嘱は、都道府県知事(指定都市又は中核市においてはその長)の権限とすること。	民生委員は、地方公務員法第3条第3項第2項に規定する特別職の地方公務員と解されており、職務に関して都道府県知事の指揮監督を受ける(民生委員法第17条)とともに、民生委員や、民生委員の指導訓練に関する費用等は都道府県が負担することとされ(同法第26条)であり、委嘱及び解嘱に関する権限のみを厚生労働大臣の権限に属するものとする必要性は認められない。 また、このことにより、民生委員・児童委員に欠員が生じた場合、厚生労働大臣への推薦進達から委嘱状伝達までに数か月を要するため、民生委員・児童委員が長期間不在となり、地域住民が福祉サービスを受けるうえで支障が生じている。	委嘱・解嘱に関する権限を移譲すれば、民生委員・児童委員の不在期間を最小限にとどめることができ、地域住民に対する福祉サービスが継続的に実施できるようになるとともに、行政の効率化を図ることができる。	
権31	川崎市	医療計画、病院の病床数決定	医療法第30条の4	医療計画の策定は都道府県の権限であるが、指定都市にその権限を移譲する。	現医療法において、都道府県が医療計画にて定める基準病床数は、別途国が定める数値等を用いて算定しており、都道府県の権限だけでは基準病床数を決定できない現状がある。そもそも地域の実情を踏まえた良質かつ適切な医療を効果的に提供できることが重要であり、人口の高齢化、医療技術の進歩等による新たな医療ニーズの発生、人口の増減など、医療を取り巻く環境変化への的確な対応が求められている。 一方で、現法律では、救急医療、周産期医療等、広域(複数の保健医療圏)にて取り組むべきことを医療計画に盛り込む必要があり、現法律のまま、ただ単に市に権限のみ移譲されないようにする必要がある。	地域の実情を踏まえた良質かつ適切な医療を効果的に提供できる。	○新規

権32	宇都宮市	病院に係る許可、命令、取消等の権限移譲	医療法第7条(病床数の変更に関するものを除く)、第7条の2(許可の制限)、第8条の2(病院等の休止及びその届出)、第9条(病院等の廃止の届出)、第12条(開設者の管理等)、第16条(医師の宿直)、第18条(専属薬剤師)、第23条の2(施設の人員の増員又は業務の停止命令)、第24条(施設の使用制限命令等)、第28条(管理者の変更命令)、第29条(開設許可の取消等)	病院に係る許可、命令、取消等を中核市へ移譲する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請から許可書交付までの事務処理に時間を要している。</li> <li>・市では医療監視に基づく指導を行っていることから、病院は許可権限を持つ県と二重の指導を受けることとなっている。</li> <li>・市内の病院であるにも関わらず、許可権が県にあるため、中核市として主体的に指導することができない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務処理の迅速化が図られる。</li> <li>・許可と指導の窓口が同一になることで、病院に対し中核市として主体的かつ一貫した指導を行うことができる。</li> </ul>	○未措置
権33	高槻市	麻薬小売業等の免許報告書の徴収等	麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項	保健所設置市への権限移譲	薬事法第4条第1項の規定により、平成25年より保健所を設置する市長に薬局開設の許可が移譲されるが、麻薬小売業の免許は薬局開設の許可がないと与えられないものであり、都道府県が事後に許可を行うことによりタイムラグが生じ、薬局のがん治療等麻薬調剤業務に支障をきたすとともに事業者負担及び市民サービスの低下に繋がる。また、医療法に基づく病院等への立入検査の際、麻薬・向精神薬の検査が行えず、医薬品の適正な保管管理の確認に支障をきたしている。	市の一元的な許可・監視指導が可能となり、事業者の負担が軽減され、適正な医療の提供により市民サービスの向上が期待される。	○新規
権34	高槻市	高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可	薬事法第39条第1項・第39条の3第1項	保健所設置市への権限移譲	薬事法第4条第1項の規定により、平成25年より保健所を設置する市長に薬局開設の許可が移譲されるが、薬局の兼営事業でもある高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可権限は都道府県が有することになることから、現状二重行政となり、事業者負担及び市民サービスの低下に繋がっている。	市の一元的な許可・監視指導が可能となり、事業者への負担が軽減され、市民サービスの向上が期待される。	○新規

## (4) 環境分野

整理番号	提案市区名	名称	根拠法令名・条項番号等	①改革の方法	②改革の理由、支障等	③改革した場合の効果等	備考
権35	新潟市	市による生活排水対策重点地域の指定等	水質汚濁防止法第14条の8	生活排水対策重点地域と指定すべき区域及び生活排水の排出による影響を受ける公共用水域が市域で完結する場合は、地域指定等の権限を市とする。	○当初は生活排水対策重点地域を指定する際にはその区域が幾つかの市町村等の基礎自治体を含んでいたが、平成の大合併により生活排水対策重点地域と生活排水の排出により影響を受ける公共用水域が1つの市域で完結する事例が生じている。 ○生活排水対策重点地域においては市町村が生活排水対策推進計画を策定することとされている。	市に権限移譲されることにより、市の実情に応じた生活排水対策を推進することができるようになるとともに、市全体の施策がさらに統一かつ効率的に行うことができるようになる。	○新規
権36	江戸川区	ダイオキシン類発生施設設置の届出受理等	ダイオキシン類対策特別措置法 第12条～第19条	東京都が行っているダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の届出等の受理について特別区が行うこととする。	現在、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づき、「工場」「指定作業場」については事務処理特例により区が認可事務、届出事務を行っている。ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設を有する工場、指定作業場の場合、ダイオキシン類以外の規制項目は特別区で法令適合状況を審査し、ダイオキシン類は東京都で審査しており、事業者は東京都と区にそれぞれ届け出等を行っている。	特定施設の届け出の窓口が一本化されるとともに、調査、情報収集やダイオキシン発生施設のモニタリング等を行うことで、区民への情報提供や、工場等へのダイオキシン類も含めた全ての規制項目についての一貫した指導ができるなど、迅速できめ細かな対応が図れる。	○新規

(5) 災害分野

整理番号	提案市区名	名称	根拠法令名・条項番号等	①改革の方法	②改革の理由、支障等	③改革した場合の効果等	備考
権37①	仙台市	災害救助法における基礎自治体の救助主体への位置付け	災害救助法	指定都市をはじめとする大都市を災害救助法の救助の主体に位置付ける	現行法では、災害救助法の救助の主体は都道府県と定められているが、大規模災害時には、都道府県が全ての状況をコントロールすることは不可能であり、東日本大震災発生時にはプレハブ仮設住宅の建設の遅れなどの問題が発生した。また、救助の対象範囲の確認や、対象範囲の拡大の是非についての協議、救助費用の精算などについても、県を通して行うこととなり、調整に時間を要することとなった。	指定都市をはじめとする大都市を災害救助法の救助の主体に位置付けることにより、救助をより迅速に行うとともに、大都市が自立的に救助活動を行うことで、都道府県は大都市以外の大きな被害を受けた地域の支援により注力することが可能になり、地域全体に効果的な救助が行うことができるようになると思われる。 ※当該内容については、指定都市市長会で「災害対応法制における大都市の役割の明確化に関する指定都市市長会意見」として意見表明を行っているほか、東京都市区長会等においても、基礎自治体を救助の主体とするよう国への要望を行っている(平成23年6月21日付「基礎自治体間の災害時支援に係る財政措置と法制化について」)	○新規
権37②	熊本市	災害救助法の改正	災害救助法 第2条、第30条、第44条	住民と直接向き合う基礎自治体であると同時に、広域的な災害対応に必要な能力を有する大都市にあっては、その有する能力を最大限に活用するため、都道府県知事を介してしか救助等の実施ができないという現行法制を見直し、権限を市に移譲することにより、迅速で臨機応変な対応が可能となる。	災害救助法など現行の災害対応法制においては、救助の主体はあくまでも都道府県知事であり、市町村長はその補助的役割と位置付けられ、指定都市の市長であっても、法令上、知事からの委任を受けてはじめて避難所運営等を主体的に担うことができるとされている。 しかし、今回の東日本大震災では、甚大な被害が極めて広範囲に同時に発生した中、被災程度や災害対応能力において自治体ごとに状況が大きく異なっていたにもかかわらず、柔軟な対応が可能な制度ではなかったため、主体的な住民の救助や生活支援に支障をきたす事例があった。具体的には応急仮設住宅の用地選定や寒さ対策など対応が遅れが生じたことなどがあげられる。また、全国の自治体が被災地に支援に入る際も、現行法制の枠組みの不十分さによる混乱が見られた。	災害救助法における救助の主体に位置付けることで自立的・自発的に被災者の救援・救助にあたることができる。	
権38①	郡山市	防衛大臣に対する自衛隊の災害派遣要請	災害対策基本法第68条の2、自衛隊法第83条	災害が発生し、又は発生しようとしている場合における防衛大臣に対する自衛隊の派遣要請権について、現行の都道府県知事から中核市長へ移譲する。	1 大災害発生時には通信手段が確保できず、市から都道府県知事への要請ができない場合が想定される。 2 災害派遣は、その性質上緊急を要するため、市から都道府県知事へ、都道府県知事から防衛大臣への要請に時間がかかり、速やかな対応を阻害する。 【現在までの改善】 ① 上記1については、平成7年に災害対策基本法改正(第68条の2第2項)により改善 ② 上記2については、平成23年に第2次一括法(第68条の2第1項)により改善 ※上記①、②により改善が図られているが、いずれの場合も県知事への通知義務が課せられており、あくまでも要請権は都道府県知事にあるままである。災害発生時における指揮監督権を明確にし、また、緊急時における通知事務の簡素化を図る上でも、要請権そのものを移譲すべきと考える。	災害発生時における指揮監督権が明確になり、情報収集及びその対応をより迅速に行うことができる。また、緊急時における事務の軽減化を図ることができるため、災害対応に注力することができる。	○未措置
権38②	横浜市	自衛隊への災害派遣要請に関する権限移譲	災害対策基本法第68条の2第1項及び第2項、自衛隊法第83条第1項及び第2項	自衛隊への災害派遣要請を行う権限を府県知事から市長へ移譲する。	一括法により県知事に派遣要請を求めた旨を防衛大臣等に対して通知できることになったが、更なる自衛隊への災害派遣要請の迅速化を図るため、権限移譲が必要である。	市町村が、被災の実情に合わせ、迅速かつ的確に対応することが可能となる。	
権38③	秦野市	自衛隊災害派遣要請権限の市長への付与	自衛隊法第83条	天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合に行う自衛隊の災害派遣要請について、市長が直接行うことができる制度とする(都道府県知事へは事後報告)。	現行の自衛隊法第83条に基づく災害派遣要請は、都道府県知事が行うことになっている。これは、緊急対応を要する災害発生時において、即応性があるとはいえない状況にある。災害発生時の人命救助は、72時間が経過すると生存率が急激に低下するという「72時間の壁」に象徴されるように時間との戦いでもあることから、事態を最も掌握している現場の被災市から、取りまとめ役の県を経由することなく、直接災害派遣要請を行うことができるよう制度改正が必要である。	都道府県知事を経由せず、被災市から直接、災害救助活動の実働部隊となる最寄りの駐屯地等に要請できることになれば、即応性が高まり、初動段階から人命救助等の災害救援を迅速かつ効率的に行うことが可能となる。	
権38④	神戸市	防衛大臣への自衛隊の災害派遣要請の権限	自衛隊法 第83条第1項	防衛大臣への派遣要請を市から直接行う。	市からの直接の派遣要請を実現するには、災害対策基本法第68条の2(市長が県知事に対し災害派遣要請を行った旨を防衛大臣に通知できる)との整合性を図る必要がある。	大規模災害時に迅速な対応が可能となる。	

権39	横浜市	緊急通行車両の確認(通行許可)に関する権限移譲	災害対策基本法76条	災害時の緊急通行車両の確認(通行許可)権限を市に移譲する。	現状、緊急通行車両の許可は市町村で判断できず、各事業所が道府県公安委員会に申請を行うこととなっていることが、市の災害への迅速かつ的確な対応が困難になる。	市が、被災の実情に合わせた迅速かつ的確な対応が可能となる。	○新規
-----	-----	-------------------------	------------	-------------------------------	--	-------------------------------	-----

## (6) 大都市のあり方

整理番号	提案市区名	名称	根拠法令名・条項番号等	①改革の方法	②改革の理由、支障等	③改革した場合の効果等	備考
権40	静岡市	特別自治市制度の創設		自立した地域経営を行う基礎自治体のモデルとなる特別自治市制度を創設すること。	本市は、大自然に恵まれ、一方で、中心市街地から中山間地域まで幅広い経済活動が行われているなど、我が国の地勢や行政ニーズなどの特色が凝縮された、国土の縮図のような存在。現行の指定都市制度は、国土縮図型都市におけるまちづくりにおいて、権限や財源が不足しており、本市の能力を十分に発揮することができないものとなっている。	国土縮図型都市が、包括的な権限と財源を有する「特別自治市」として、自立した地域経営を行うことは、我が国の将来における基礎自治体のモデルとなり、真の地方自治の確立につながっていく。	○新規

## 2 義務付け・枠付け

### (1) まちづくり分野

整理番号	提案市区名	名称	根拠法令名・条項番号等	①改革の方法	②改革の理由、支障等	③改革した場合の効果等	備考
義1① (権2① 再掲)	岩沼市	農業振興地域に係る権限移譲	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域の指定や変更等に係る権限を市町村に移譲	雇用創出及び自主財源確保のため企業誘致等を行うためには、進出企業の考えに則した対応や広い事業用地を確保することが必要となるが、区域の変更には多くの手続きと時間を要することから、企業側の進出スピードと乖離が生じている。土地利用を含め、まちづくりは市町村と地権者の意向を重視すべきものであることから許可権限の見直しを望む。	手続きの迅速化により企業誘致を促進することで雇用創出が期待されることは勿論であるが、加えて、特に農業の担い手が不足している地域において、これらの土地利用の転換は将来の耕作放棄地リスクを低下させる効果が見込まれることから、地域にあった土地利用が展開される。	○未措置
義1②	二本松市	農業振興地域除外に係る都道府県との協議・同意の廃止等	農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第4項	市町村の農業振興地域整備計画の策定に係る都道府県知事への協議は、同意を要しない協議とする。	地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、義務付け・枠付けを見直す(協議、同意、許可・認可・承認の見直し)として制定された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号・平成23年法律第105号)では、土地利用の義務付け・枠付けの見直しに関し、次のような差異が生じ、農業振興地域整備計画の策定に係る農用地利用計画の部分については、未だ義務付けが見直されておらず、市独自の施策の展開に障害を来している。 (1) 都市計画法の一部改正(国土交通省所管) 市の都市計画決定に係る都道府県知事への同意を要する協議(第19条3項)は、同意を要しない協議とする。 (2) 農業振興地域の整備に関する法律の一部改正(農林水産省所管) 市町村の農業振興地域整備計画の策定に係る都道府県知事への協議(第8条4項)に関し、当該計画の内容のうち、農用地利用計画以外の事項(同条2項2号から6号)に係る都道府県知事への協議は、廃止する。 まちづくりの基本となる土地利用に関して、法のそれぞれの目的はあるものの、その取扱いの基準は統一し、土地利用の根幹となる農用地利用計画の部分についても都市計画法と同様の取扱い基準とし、地方自治体それぞれの自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を展開できるようすべきである。	地域主権改革の意義である「地域の住民として、自らの暮らす地域のあり方について自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負うという住民主体の発想に基づいて、改革を推進」により、まちづくりにおける土地利用について、主体性を持って一括して議論することができるようになり、自ら決定した事項に責任を持って将来のまちづくりを進めることができるようになる。	
義1③	新潟市	都道府県知事への協議・同意の廃止	農業振興地域の整備に関する法律 第8条第4項 第13条第3項・4項	農用地利用計画の設定・変更に必要な県知事への協議・同意等を廃止する。	農用地利用計画の設定・変更には、県知事への同意・協議が必要となっており、協議完了まで相当期間を要する。また、市の実情に応じたまちづくりを、速やかかつ主体的に進めることが困難となっている。	県知事への協議・同意を廃止されれば、市の実情に応じたまちづくりが、速やかかつ主体的に進めることが可能になる。	
義1④	長岡市	農振除外等の知事同意の廃止	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項	現在、農業振興地域整備計画の「農用地利用計画」を変更(農振除外等)する際に知事の同意が必要であるが、市町村の判断で「農用地利用計画」を変更できるように農振法8条4項から「知事の同意」を削除する。	市町村の農業振興地域整備計画の「農用地利用計画」を変更(農振除外等)するには県知事の同意を得れば可能であるが、その実態は国の示す「ガイドライン」に基づいた「県の事務処理要領」等の制約により、容易に農振除外できない状態にある。 平成14年からの構造改革特区構想の提案で、「農振除外の手続き簡素化」や「市町村の裁量による農振除外」等を全国の多くの市町村が要望し続けたが、農林水産省は「知事の同意を廃止できない」と同じ回答を繰り返している。 農地転用許可や都市計画法の開発許可等の権限が市に移譲されているが、農振除外の権限が実態として市にないため、自主的・主体的なまちづくり等の施策を阻害している。	農振除外に要する期間が大幅に短く(2~3ヶ月程度短縮)なり、災害に伴う住宅移転等にも迅速に対応できるようになるなど、住民ニーズや地域の実情にあった土地利用が可能となる。	
義1⑤ (権1② 再掲)	横浜市	農地転用の許可及び農業振興地域の指定等に関する権限移譲	農地法第4条、第5条、農業振興地域の整備に関する法律第4条~第8条、第11条、第13条、第13条の2	市域内の農地転用の許可に係る権限を移譲するとともに、許可の際の県農業会議への意見聴取義務を廃止することで、農地転用が地域の実情に応じて可能となる。併せて、農業振興地域の指定、変更及び解除に係る権限も移譲することで、農地を含めた総合的・一体的な土地利用が可能となる。	農地、土地利用に関しては、その地域の実情に応じた対応が必要であるが、農地転用の許可等は道府県の権限となっており、農地転用、更には総合的・一体的な土地利用を主体的に実施することが困難となっている。	地域の実情に即した自主的な農地利用が可能となり、総合的・一体的な土地利用が可能となる。	

義1⑥ (権1③ 再掲)	川崎市	農地転用(4ha以下)許可	農地法第4条、第5条	市に農地転用(4ha以下)の許可権限、転用のための権利移動の許可権限を移譲する。その際に、農振地域指定等の農振法を含めた包括的な権限の同時移譲を必要とする。	改革の理由等は以下のとおり ・市街化区域での転用との整合性 ・市による主体的な農地行政等の推進を阻害 ・違反転用等に対する指導等について、主体的な実施が困難 ・農業委員会で審議→都道府県の審査(農業会議を含む)の二重構造	・公共施設設置など市施策実施の迅速化 ・市の主体的な違反転用対策の実施 ・開発許可権限との整合性と二重行政の回避
義1⑦ (権2② 再掲)	川崎市	・農業振興地域の指定 ・農業振興地域の区域の変更等 ・農用地利用計画の作成又は変更の都道府県知事の同意の廃止	農業振興地域の整備に関する法律第6条、第7条、第8条第4項	市に以下の権限を移譲する。その際に農地転用の許可を含めた包括的な権限の同時移譲を必要とする。 ・農業振興地域の指定権限を市に移譲(6条) ・農業振興地域の区域の変更等の権限を市へ移譲(7条) ・農用地利用計画の作成又は変更の都道府県知事の同意の廃止、その他の部分は廃止(8条第4項)	全国一律の農業施策を実施するのではなく、農業従事者の高齢化や経営規模や農用地周辺地域とのバランスなど、地域の実態に合った都市農業施策を迅速に実施するため	違法転用が解消が解消される。
義1⑧	相模原市	農業振興地域整備計画の策定に係る関与の見直し	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項	市において農業振興地域整備計画を定めるにあたっては、知事との協議の廃止又は同意を要しない協議への変更などの関与を見直し、市が地域の責任に基づき、農地の保全と開発を主体的に行うこととする。	首都圏中央連絡自動車道(圏央道)の整備が進み、本市内の2箇所においてインターチェンジの開設が予定されている。 本市のインターチェンジ周辺地区においては、土地利用の重要性が高まることから、そのポテンシャルを生かした産業基盤の整備に取り組むことが、本市及び周辺圏域における最重要課題となっている。 当地区の一部は農業振興地域の指定があり、多くの農用地が存在し、保全と開発という相反する課題を抱えることとなる。 農業振興地域の整備に関する法律(以下「農振法」)第8条第4項の規定により、農業振興地域整備計画を定めるにあたっては、県知事との同意を要する協議が必要となっており、市が農地の保全と開発を主体的に行うことはできない。	農振法第13条に規定される農業振興地域整備計画の変更基準の見直し及び同法第4条に規定される農業地域整備基本方針作成にあたっての国の関与の見直し並びに農地法における農地転用許可に係る大臣許可の権限移譲や大臣協議の廃止など、総合的に関連法令を見直すことにより、市の地域特性に応じた農地の利用と保全が可能となり、市がインターチェンジ周辺における産業基盤の整備など主体性と責任に基づいた地域振興を図ることができる。
義1⑨	富岡市	農業振興地域除外に係る都道府県との協議・同意の廃止等	農業振興地域の整備に関する法律第8条、農地法第5条	農用地利用計画に係る都道府県の同意を要する協議を廃止するとともに、農地転用許可の権限を拡大する。	農業従事者の高齢化や人口減少、農地の未利用地の増加など、農業を取り巻く環境は非常にきびしくなっているが、現状の農地振興地域除外は、都道府県との事前協議に多大な時間がかかり、スムーズな意思決定ができず、都道府県の画一的な農業振興地域設定は、地域の実情に応じた有効な農地保全、農業振興や土地利用ができない。また、農業振興地域内における農地転用に関して、一目で荒廃地と認識できる現況においても、法的縛りにより、市町村の裁量で指定、解除できる範囲が制限されている。(農地法第5条の規定により、農地の転用面積が2haを超え4ha以下の場合、許可権者は知事であるが、あらかじめ農林水産大臣に協議しなければならないとしており、また、4haを超える場合は、農林水産大臣の許可となっている。)	都道府県の関与が廃止され、市町村の裁量で農地転用を図ることができれば、全国一律的な土地利用規制ではなく、地域の個性、伝統、文化に基づく個性あるまちづくりが実行でき、特色ある自治体が全国に誕生する。
義1⑩	磐田市	土地利用に関する規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項、第13条第1項	同条項に規定する市の農業振興地域整備計画における農用地利用計画を定める、または変更する際の都道府県知事への協議及び同意の撤廃	農用地利用計画の決定・変更に関する都道府県知事への協議に関する調整における事務処理が煩雑であること及び協議に係る期間が長期化する傾向にあることから、市町村の迅速かつ円滑な土地利用の妨げとなっている。	地域の実情に応じた土地利用の促進が図られるとともに、迅速かつ円滑な土地利用行政が可能となる。
義1⑪	福岡市	農業振興地域整備計画の変更に関する事務	農業振興地域の整備に関する法律第13条	農業振興地域整備計画の変更に当たり、県知事との協議を廃止する。	農用地区域からの除外に係る農業振興地域整備計画の変更を行う場合、県知事と協議し、同意を得る必要があるが、協議に多大な時間と労力を費やしている。	事務処理の迅速化が図られ、申請者の利便性が向上する。
義1⑫	八女市	農業振興地域除外に係る都道府県との協議・同意の廃止等	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項、第13条第4項	勧告どおり農業振興地域の除外について、現行の都道府県との同意協議から同意へ変更する。	現行では、同意協議とされているが現実的な運用においては事実上の許可承認と同様の処理となっており、県が定める除外要件との同意調整に相当の期間を要しているため、各種事業推進に支障をきたしている。また、除外要件について県一律に画一的に運用されており、低利用地や条件不利地など地域の実情に応じた除外が難しい。	現行より地域の実情に応じた除外が行われることにより、効果的な土地利用が促進される。また、事務の迅速化により新たな事業展開が促進され地域経済の活性化に資することが期待できる。

義1⑬	熊本市	農業振興地域除外に係る都道府県との協議・同意の廃止	農業振興地域の整備に関する法律第8条、第13条	農用地利用計画に係る都道府県の同意を要する協議を廃止する。	農業従事者の高齢化や人口減少等に伴い、農地の荒廃や低・未利用地の増加、農業生産環境の悪化など、農業を取り巻く環境には様々な課題が発生していることから、農用地区域内の土地の有効な利活用を促進すべきところであるが、農業振興地域の指定変更等、都道府県との事前協議に多大な時間がかかるなどスムーズな意思決定ができず、さらに都道府県の判断が画一的な農業振興地域設定となっていることから、地域性の発揮や住民参画の下での土地利用が阻害されている。 農用地利用計画の策定(変更)には都道府県知事の同意が必要であるが、大規模な変更等の案件によっては県からの資料作成要求が多く同意に至るまでに多大な時間を要するケースがある。	都道府県の関与が廃止されることで、事務の簡素化が図られ、都市近郊の農地や農業を振興する農地といった地域の実情にあった個性ある計画が可能となる。	
義1⑭ (権1⑦再掲)	合志市	市街化調整区域における開発要件の緩和	農地法、農業振興地域の整備に関する法律、都市計画法	市の土地利用(まちづくり)については、法に則り、市が責任をもって行うものであり、都道府県は広域的見地からの調整及び地域の実情に即したまちづくり支援を行うものとする。	○市面積の9割が市街化調整区域を占める自治体にとって、新規の企業誘致や雇用環境の整備等の歳入確保策は喫緊の課題である。企業からの土地要望は広大な面積を求めるものが多いことから、農業振興地域内での用地確保が求められるが、法的手続きに相当期間を要するため、企業要望への迅速対応が不可となり、歳入確保による財源調整機能が損なわれる。 ○市街化調整区域の有効な土地利用の手法の一つとして地区計画が考えられるが、県の指針に無い基準の決定を行なうことについては協議にも応じてもらえない状況である。県にはそれぞれの自治体の事情や地域特性を十分に理解し、まちづくりが推進できるような柔軟な対応と支援をお願いしたい。	地域の実情に即した土地活用が可能となる。	
義2	練馬区	基礎自治体による生産緑地指定における下限面積の指定	生産緑地法第3条第1項第2号	生産緑地地区として指定できる面積要件については、自治体毎のまちづくり施策や公共施設整備方針等に基づき、下限面積を定められるようにすること。	都市の農地は、安全で新鮮な農産物を供給する役割に加え、地球規模で悪化する環境の保全や一時避難場所など災害時における貴重な空間として、さらには農への理解を育むなど、多面的機能を有する重要な存在となっている。しかし、都市の農地は相続や担い手不足に伴い減少が続いており、憂慮すべき事態となっている。他方、練馬区における生産緑地と宅地化農地の減少率を見てみると、この10年で、生産緑地が14%の減であるものの、宅地化農地は52%の減となっており、生産緑地に指定することで、一定の歯止めがかかっていることが伺われる。このように、都市農地を保全するためには現行の生産緑地法は必要不可欠である。ただし、生産緑地法第3条第1項第2号において、その指定に当たっては500平方メートル以上の規模の区域であることが明記されているため、貴重な農地であるにもかかわらず、それに満たない農地が保全されずらい現状がある。	都市農地の減少を食い止め、豊かさや潤いを実感できる都市環境を次世代に残すことが可能となる。	○新規
義3	神戸市	生産緑地地区の都市計画変更における都市計画審議会への付議の見直し	都市計画法第19条第1項 第21条第2項	生産緑地地区の都市計画変更における、都市計画審議会の議を経なければならない義務付けの見直し。(都市計画審議会の議を不要とし、報告事項とする。)	生産緑地地区の都市計画変更を行う際、都市計画審議会の議を経ている。しかし生産緑地における「行為の制限」は生産緑地法第14条に基づき土地の権利者からの買取申出から3ヶ月後に解除されることとなる。そのため、都市計画審議会で審議される時点で、すでに生産緑地の「行為の制限」解除は行われており、事実上追認の形となっている。	都市計画審議会における審議の効率化、適正化。	○新規
義4①	相模原市	指定都市における区域区分決定の義務付けの見直し	都市計画法第7条第1項、都市計画法施行令第3条	区域区分の決定について、指定都市の義務付け規定を廃止し、「できる」規定とする。	区域区分の制度は、都市部において人口が急激に増加していた時代に、市街地が無秩序に拡大しないようコントロールするためにつくられた制度であり、当時の大都市の状況を踏まえたものである。 近年では本市域内でも人口減少が始まっている地域があり、特に本市のように合併により中山間地域を抱えることとなった都市の場合、地域によっては実状に適さない制度になっている。	地域の実状に応じた都市づくりが可能になる。	○未措置
義4②	熊本市	区域区分に係る都市計画決定時の大臣同意を要しない協議	都市計画法第7条、第15条、第87条の2	区域区分に係る都市計画決定時の大臣同意を要しない協議	・区域区分に係る都市計画決定権が指定都市に移譲されるなど地方分権、地方の自主性、自立性を進めながらも大臣の同意を残し、国・都道府県・市町村間で「上下・主従」の関係が残存している状況である。 ・都市計画決定案の作成にあたっては、関係省庁と十分事前協議の上作成し、都市計画決定を行っていることから、都市計画決定時の大臣同意は要しないと考えられる。 ・都市計画決定事務の円滑化等を図るため、協議ルールの策定が必要。	・市の自主性及び自立性を高め、地域の活性化に繋がる。	
義5	横浜市	都市計画に関する国との協議、同意の廃止	都市計画法第18条、23条	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「都市計画決定」に際する国との協議、同意の廃止することで、主体的な都市づくりを可能とする。	国との協議、同意が必要なことで、総合的・一体的な都市づくりに向けて、市で完結できない。	都市計画に関して、主体的な総合的・一体的な都市づくりが可能となる。	○未措置

義6	磐田市	土地利用に関する規制緩和	都市計画法第19条第3項、第21条第2項	都市計画の決定及び変更に関し、都道府県知事への協議を廃止し、報告のみで都市計画を決定できることとする。	都市計画の決定及び変更に関し、都道府県都市計画審議会の縦覧及び議を経ることに関する市町村の事務処理が煩雑になっていること、都道府県都市計画審議会の議を経るまでの期間が長期間となっていることが市町村の円滑かつ迅速な土地利用施策の妨げとなっている。	各地域の実情に即した、円滑な土地利用が期待できる。	○未措置
義7	松山市	共同調理場(工場)の建築場所の制限について	建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条及び別表第2(用途地域内の建築物の制限)	本市には17の学校給食共同調理場があるが、築30年以上経過している施設が多く、今後、建替えが必要となっている。 学校給食共同調理場では、数校分の給食を調理することから、配送のことも考慮し、建替え場所を選定する必要があるが、建築基準法では、学校給食共同調理場は、工場扱いとなっており、建築場所が限られてしまうことから、法の規制緩和が必要であると考え。	今後、学校給食共同調理場を建て替える場合、建築基準法では工場扱いとなり、工業地域もしくは準工業地域に建築が限られることから、配送に最適な建設場所の選定に支障が生じる。 例えば、学校給食共同調理場については、商業地域まで建築を許可するなど少しでも規制緩和されることを要望します。	建設場所の選択肢が増える。 効果的な場所が選定できる。 また、市有地を有効利用するなど、建築場所の選択肢が増える。	○新規
義8	松山市	公営住宅建替事業における戸数要件の撤廃	公営住宅法第36条第3号	公営住宅の建設については、「公営住宅法」及び関係法令により規定され、基準に沿って整備することが求められているが、事業主体が地域の実情に合わせた整備を行うことが出来るよう法改正を行う。	公営住宅法第36条第3号の規定により、公営住宅建替事業により新たに整備すべき公営住宅の戸数が当該事業により除去すべき公営住宅の戸数以上であることと定められており、いわゆる「戸数要件」があることにより、建替えを行う公営住宅の規模は、従前の建物と同等以上の戸数となるため、規模が大きくならざるを得ず、本市の市営住宅における効率的な集約化の足枷となっている。	現在保有する多くの公営住宅が既に高経年化し、機能改善や建替えが必要になってきている中、昨今の地方公共団体の厳しい財政事情では、新規供給が見込めない状況である。戸数要件の撤廃又は緩和がされれば、既存ストックを活用する中で地域事情に応じた需要対応が可能となり、本市の市営住宅における効率的な集約化も行うことができる。	○新規
義9	北九州市	公営住宅公募原則の例外規定(特定入居)の追加権限付与	公営住宅法第22条 公営住宅法施行令第5条	公募を原則とする公営住宅への入居者選考において、公営住宅法第22条(災害・不良住宅撤去・借上げ公営住宅の期間終了・公営住宅建替えによる除却)、公営住宅法施行令第5条(都市計画事業等による住宅除却・土地収用法等による住宅除却・公営住宅入居者の住替及び相互入替)において限定列記されている入居の例外規定を追加する裁量を自治体に付与する。	第一次一括法において、入居者資格(同居親族要件及び入居収入基準)を自治体に権限移譲(義務付け・枠付けの見直し)することとなり、地域の実情に即した入居者選考が可能となった。 その一方で、公募を原則とする募集方法の例外規定は法令上で限定列記されており、自治体の裁量は認められていない。現在、DV世帯や犯罪被害者等に対する選考時の優先的な取り扱いについては自治体の裁量が認められているが、公募の枠組みの中では必ずしも入居が約束されているわけではない。こうした緊急の救済対象者が安心して生活を送るためには住居の安定確保が必要である。 第一次一括法において自治体に移譲された入居者資格の設定に加えて、公募によらず入居決定可能とする対象世帯についても自治体が追加することが可能となる裁量権を与えていただきたい。 ※公募の例外として想定する対象世帯(DV被害者・犯罪被害者・離職退去者・住宅滅失を伴わない被災者等)	自治体の裁量により、真に緊急対応が必要な住宅困窮者への公営住宅の提供が可能となり、セーフティネットとしての機能が強化される。	○未措置
義10	北九州市	公営住宅の家賃算定基準となる入居者収入区分額の決定	公営住宅法施行令第2条	公営住宅法施行令第2条に規定する入居者の収入の区分の額を参酌基準とされたい。	第一次一括法において、入居者資格(入居収入基準)が自治体に権限移譲(義務付け・枠付けの見直し)することとなり、国が示す収入区分25%相当額158,000円を参酌基準額として地域の実情に即した入居収入基準額の決定が可能となった。 その一方で、公営住宅法施行令第2条では、家賃算定基礎額を決定する入居者の収入の区分の額の決定については今回の一括法では自治体へ権限移譲(義務付け・枠付けの見直し)されていないため、参酌基準以外の基準が定め難い形となっている。 入居収入基準額の算定が自治体へと見直しがされるのであれば、収入の区分の額も同様に見直しされるべきだと思われる。	入居資格としての収入基準額と家賃算定するための収入の区分の額の取り扱いを同等とすることで制度上の整合性が図られる。	○未措置
義11	熊本市	公営住宅の敷地等の譲渡代金の使途制限の廃止	公営住宅法第44条第2項	公営住宅又は共同施設(以下「公営住宅等」)を入居者等に譲渡処分(払い下げ)した場合の譲渡代金の使途が、公営住宅等の整備等に制限されているのを廃止する。	公営住宅法第44条第1項で、公営住宅等が耐用年限の4分の1を経過した場合において特別の事由のあるときは国土交通大臣の承認を得て、入居者等に譲渡することができるが、同条第2項において譲渡代金の使途が公営住宅等の整備等に制限されており、自治体の自由な判断には任されていない。 譲渡処分の承認を得た公営住宅等は、本来の補助等の目的を達したと解すべきであるので、その譲渡代金の使途は制限されべきではない。よって、使途制限は廃止されることが望ましい。 ただし、譲渡処分の承認は例外的な措置として位置づけられていることや、譲渡処分の承認基準に「中高層の耐火性能を有する共同住宅以外の住宅であること。」とされているように現実には対象となるものが少なく、今後、譲渡処分を実施する可能性は極めて低い。	公営住宅等の譲渡処分を実施した場合の譲渡代金の使途を、自治体の財政状況に応じて自由に決めることができる。	○未措置

義12	北九州市	改良住宅における入居収入基準	住宅地区改良法施行令第12条	住宅地区改良法施行令第12条に規定する入居収入基準額を参酌すべき基準とされたい。	住宅地区改良法第29条においては、改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなった場合には、公営住宅法に規定する公営住宅として管理される。 しかしながら、入居収入基準額については住宅地区改良法施行令第12条において公営住宅よりも低い額が規定されており、公営住宅と同様の管理運営を行おうとする自治体の意思が反映されない。 改良住宅についても事業終了後相当の期間が経過し、本来入居者が減少していく中で、管理に係る規定についても自治体の判断に委ねるべく裁量の余地を確保すべきではないか。	公営住宅と改良住宅を同一の入居条件とする等、地域の実状に合わせた管理ができる。 公募の際に入居者の住宅選択の余地が広がる。	○新規
義13	北九州市	港湾計画のうち国土交通大臣への報告を要しない範囲の拡大	港湾法第3条の3、港湾法施行規則第1条の3	全国レベルでの港湾間の調整を特に必要としない各港湾独自の計画事項(臨港地区の変更に伴う土地利用計画の変更を含む)については、地方港湾審議会の裁量で、港湾管理者が計画を定められるように改める。	港湾計画の策定・変更については、省令で定める軽易な変更を除いて、国土交通省に提出し、交通政策審議会の意見を聴かなければならない。	・各港湾独自の計画事項について、各港湾管理者で計画を定めることで、事務の効率化が図られる。 ・地方港湾審議会を経た後の事務手続き等が簡素化される。 ・港湾計画変更に要する期間が大幅に短縮され、事業者や市民のニーズへの対応が早期に実現されるとともに、これに伴う経費も削減される。	○新規
義14	川崎市	国土交通大臣の要求による港湾管理者の料率の変更の廃止	港湾法第44条第5項、第44条の2第4項	港湾管理者としての地方公共団体が条例定めた施設の料率(利用料金)について、国土交通省は料率の変更を要求しない制度とする。	港湾施設の料金設定については、市議会の議決を経て、条例に定めたものであるにもかかわらず、それに対して国が必要な変更を要求し、かつ「遅延なく変更を行わなければならない」という制度を見直す必要がある。	各港の特性に合った料金設定が可能となる。	○新規
義15	松山市	道路の構造基準の条例委任	道路法第30条第3項	地方自治体(道路管理者)の自らの判断と責任で、より地域の実情に即した独自の道路づくりができるように、道路の構造基準を条例で定めるためには、幹線道路ネットワーク以外の生活道路における設計荷重の緩和基準も地方独自で定めることができるようにすることが必要である。	第一次一括法の施行により、これまで道路の構造基準とされてきた道路構造令に代わる基準を各地方自治体が独自に条例で定めることになったが、国が定める3つの基準(設計車両、建築限界、設計荷重)については現行どおり、遵守しなければならない。 しかし、市町村道のなかでも、中山間部や島嶼部の集落または住宅が密集している市街地のような特定の地域における生活道路では、大型車の通過や進入が好ましくなく、また、高速走行は不要であることも少なくはなく、特に、「そもそも、1車線道路どうしの交差点では、トレーラーのような大型車は交差点の大きさや広さから方向転換ができず通行できない」「農耕車や普通自動車の通行がほとんどである」といった地域では、全国一律の車両重量(設計荷重)である必要性がないにもかかわらず、現状では、地方独自で定めることができない。	特定地域の実情にも配慮できる基準づくりが可能となるよう、「設計荷重」については、全国一律の基準でなく、地方独自の緩和基準を定めることができれば、トレーラーなど大型車が通行しない生活道路に対応した「設計荷重14tでの整備」が可能となる。 具体的には、橋梁の断面を小さくし、桁の高さやコンクリート等の材料を少なくすることができたり、擁壁などの構造物を小さくできることから、本体工事費に加え、取付道路整備費の抑制にもつながり、さらには、事業の早期完成といった効果も期待できる。	○新規
義16	日野市	公園施設の柔軟な対応	都市公園法第2条第2項及び都市公園法施行令第5条	都市公園における公園施設の種類の関係について、地方自治体の実情に合わせて柔軟な対応がとれる制度とする	都市公園法第2条第2項及び都市公園法施行令第5条の規定により、都市公園内に設けられる施設の種類の明記されている。その内容は、子どもの利用が多い公園であるにもかかわらず児童館が設置できない、住宅街の中心にあるにもかかわらず地区センターが設置できないなど、市民のニーズに則した内容とは言いがたいものである。昔あった原っぱなど子どもの遊び場が少なくなっている状況の中、公園の果たす役割は大きなものになっている。公園施設の種類の自治体の実情に合わせて柔軟となり、市民にとって利用しやすいものになれば、もっと機能的な公園となる。	公園施設の種類の柔軟となり、多様な施設が設置可能となれば、相乗効果として公園の利用率も向上すると考えられる。	○新規
義17	三鷹市	公共下水道の設計者等の資格制度の条例委任	下水道法第22条	公共下水道を設置、改築する場合の設計者及び工事の監督管理者、維持管理を行う者の資格を条例に委任し、より地域の実情に応じた資格の設定を可能とする。	公共下水道を設置、改築する場合の設計者及び工事の監督管理者、維持管理を行う者の資格について下水道法第22条で定められているが、職員の配置については、各自治体における人事や人財育成方針等に基づき実施され、職員採用や人事任用制度もあり、当該観点のみの職員配置は難しい状況にある。 また、職員の在職年数が長くなりがちになり、新たな職員が配置できず技術の伝承に支障をきたしている。	本規定は、一定の技術確保を念頭に設けられたものであるが、より地域の実情に応じた資格の設定を可能とすることにより、効率的な職員配置や技術の伝承・確保が可能となる。	○新規
義18① (権19再掲)	横浜市	地域交通に関する義務付け・枠付けの廃止	道路運送法第9条第1項・第4項・第15条等	・バスの上限運賃の認可及び運賃の届出先に関する権限移譲 ・実業用車両の最大寸法及び重量の変更に関する国土交通大臣の認可を廃止 ・ノンステップバスの仕様にかかる国土交通大臣の関与を廃止	地域の実情を踏まえた、地域の交通施策を実施することができない。	地域の実情に応じて効率的・効果的な交通施策を展開することが可能となる。	○新規
義18②	名古屋市	市営バスの事業計画の変更にかかる認可	道路運送法第15条、道路運送法施行規則第14条、第15条の2第1項第3号、第2項	道路運送法の法改正	事業計画の変更については、原則、国土交通大臣の認可が必要となっているため、国土交通大臣の認可を届出制に改める。特に自動車車庫の収容能力など、容易に内容が確認できるものだけでも、届出制に改める。	路線新設などを短期間で実施できるため、市民利用者に対する効果が大きいとともに、事務の効率化を図ることができる。	

義18③	名古屋市	市営交通の運賃及び料金の設定・改定についての国土交通大臣の認可と事後報告	鉄道事業法第16条、道路運送法第9条	鉄道事業法及び道路運送法の改正	上限運賃の設定・改定には国土交通大臣の認可が必要だが、公営交通の場合、運賃及び料金は条例で定められているため、上限運賃についても議会の議決を経て市民の意向を十分に反映したものとなっていることから、さらに国の認可を得ることは二重手続となっている。	事務手続の煩雑さが解消される。	
------	------	--------------------------------------	--------------------	-----------------	--	-----------------	--

## (2) 教育分野

整理番号	提案市区名	名称	根拠法令名・条項番号等	①改革の方法	②改革の理由、支障等	③改革した場合の効果等	備考
義19	福井市	幼稚園、小学校、中学校の設置基準	学校教育法 第3条	学校設置基準を条例委任する。	校舎及び運動場の面積、校舎に備える施設等を地方の裁量で決定することが可能となる。	図書館や各種運動場等他の教育施設との相互利用の面などで自治体の独自性が高まる。	○新規
義20	磐田市	社会教育主事の設置	社会教育法第9条の2	教育委員会事務局における社会教育主事の設置義務の廃止	民間活力の活用が進められており、社会教育主事の行う職務が効果的ではなくなっている現状があることと、設置義務を廃止することで、更に民間活力の活用の推進を進めていくため。	市町村の自主的な活動が促進するとともに、民間活力の活用が一層促進される。	○未措置
義21	熊野市	社会教育団体と国及び地方公共団体との関係	社会教育法第12条	社会教育団体に対し、ある程度事業干渉できるようにすべきである。	市町で社会教育関係団体の認可を行っている以上、公共施設を利用しての事業などについては、干渉することも必要である。	公共施設の適切な利用	○新規
義22	熊野市	公民館の運営方針	社会教育法第23条	選挙や宗教に関する部分はそのまま、営利目的の事業などは各自自治体の判断とする。	ネーミングライツや社会教育関係団体などが行うパザーなど現状にそぐわなくなっている。	各自自治体の活性化	○新規
義23	伊丹市	地方青少年問題協議会法	地方青少年問題協議会法第3条	地方青少年問題協議会の組織について、地方の実情に応じた運営が行うことができるよう、委員の要件を廃止する。	現行法においては、地方公共団体の長が会長であること及び委員に地方公共団体の議会の議員から任命することが義務付けられているが、地方青少年問題協議会における協議内容については、地域によって異なるため、委員の選出について法律で規定していると、地域の実情に応じて、会長に学識経験者など充てることや、それぞれの課題に応じた委員を委嘱することができないため、十分な協議ができない場合がある。	地域の実情に応じた委員構成を採ることができ、附属機関としての役割を効果的に達成することができる。	○新規
義24	熊野市	図書館の入館料等	図書館法第17条	入館料の設定を施設管理団体が決定できるようにする。	入館料を徴収することで、図書館の設備の充実やサービスの向上を図る。	図書館の設備の充実やサービスの向上	○新規
義25	碧南市	教育委員会の職務権限の一部廃止	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条、地方自治法第180条の8	市における教育行政の実施については、教育委員会の職務権限を学校教育関係のみとし、「社会教育その他教育、学術及び文化、スポーツ」に関することは、市長の全面的な責任の下で行うか、教育委員会が行うかは、地方自治体が選択可能な制度とする。	地方自治法第180条の8の規定により、教育委員会の職務権限等は、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱い及び教育職員の身分取扱いに関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行するとなっているが、学校教育以外の分野においては住民のニーズが多様化している中、国の示す方針に従う縦割りの集中的関与型となっており、合議制による責任の曖昧さや、現場においては地域のまちづくり、地域課題の解決という観点からも、実情に即した迅速かつ柔軟な取組みの不足等、多くの指摘や議論がなされている。 教育委員会単独では解決できない問題が増加する中、真に住民の代表たる市長が教育行政を市の総合戦略の一環としてとらえ、あらゆる組織や人材を動員して諸問題の解決に立ち向かうことが求められているが、現状では教育委員会の権限に義務付けられており、市長が責任を持ってリーダーシップを発揮することができない。	教育委員会の権限の内、学校教育以外の分野が廃止されれば、地域の実情に応じたまちづくりや、地域課題の解決を推進することができるようになることと、市全体の施策がさらに統一かつ効率的に行うことができるようになる。	○新規
義26	熊本市	社会教育関係団体への補助金交付手続きに関する義務付けの廃止	社会教育法第13条	社会教育関係団体への補助金交付手続きに係る義務付けを廃止し、手続き方法は都市自治体に任せるとする。	地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合は、あらかじめ教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聴くことが義務付けられている。 地方自治法においては、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されているのみで、地方公共団体の自主性に任せられており、社会教育関係団体への補助にのみ社会教育委員の会議等の意見聴取を義務付けていることは、財政民主主義が確立している今日にそぐわないことであって、早急に見直すべきである。	社会教育関係団体への補助金交付手続きに係る義務付けが廃止されれば、都市自治体の主体性ある対応が可能となるとともに、地域の実情に応じた手続きが可能となり、効率的な行政運営を行うことができる。	○未措置

### (3) 福祉分野

整理番号	提案市区名	名称	根拠法令名・条項番号等	①改革の方法	②改革の理由、支障等	③改革した場合の効果等	備考
義27①	長岡市	要介護認定の更新手続の市町村長の自由度の拡大	介護保険法 第27条 第28条 第29条	要介護認定の更新に係る手続きについて、介護保険法を見直し認定事務を軽減する。	高齢化の進展に伴い要介護認定・更新の件数が増加し、これに要する人的エネルギーとコストの増加が市町村における介護保険制度の効果的運営の支障となっている。有効期間の延長など認定事務を簡素化する見直しを行ってほしい。市町村に様々な基準などを定めた場合には、逆に事務量が増加するなどの問題が生ずる。	要介護認定に係る労力とコストの削減や所要期間の短縮及び、要介護者等の負担の軽減につながるのと同時に、地域における介護保険制度の効率的な運営を行うことができる。	○未措置
義27②	熊本市	要介護認定の更新手続の市町村長の自由度の拡大	介護保険法 第27条、第28条、第29条	要介護認定の更新手続きについて、市町村長の自由度を拡大する。	高齢化の進展に伴い、要介護認定・更新の申請件数が増加し、これに要する人的エネルギーとコストの増嵩が、介護保険制度の効果的運営の支障となっている。 要介護更新認定において、前回の要介護状態区分の変更を伴わない更新については、認定審査会に判定を求めなくとも、市町村長の判断で一次判定を判定とすることができれば、更新認定に係る経費や労力を節減することができ、申請から認定までの所要期間の短縮ができる。 したがって、更新申請者の要介護度の判定にあたっては市町村長が判定することも可能とし、認定審査会に判定を求めることもできるように、条文を改正するものである。	市町村長の判断の自由度が拡大されることにより、要介護認定に係る労力や軽費を削減でき、また、申請から認定までの所要期間の延期を改善することが可能となる。 経費の削減は要介護者等の負担軽減につながり、また労力は地域における介護保険制度の効率的な運営に費やすことができる。	
義28	横浜市	介護保険における地域支援事業に関する義務付け・枠付けの廃止	介護保険法第115条の45	・介護保険事業中の地域支援事業の割合の範囲内で介護予防事業と他の地域支援事業の比率の上限廃止 ・地域支援事業の実施対象や実施内容の枠付け等を廃止	地域の実情に応じた柔軟なサービスの提供ができない。	保険者である指定都市が地域の実情、特殊性、独自性に応じたサービスを提供できるようになる。	○未措置
義29	熊本市	地域密着型サービス事業所の指定の際の条件削除	介護保険法第78条の2第7項	当該条文の削除	この条文の規定に基づき、地域密着型サービス事業所の指定に当たっては、学識経験者や公募委員からなる「地域密着型サービス運営委員会」に指定についての意見をいただいているが、他のサービスについては、指定基準を満たしていることが確認できれば、このような手続きを経ずに指定を行っている。 都市特例で居宅系や施設系のサービスの指定権限が中核市以上の都市に移譲された現在、地域密着型サービスに限ってこのような条項を設ける必要がないと考えられる。	規定の削除により、迅速な事務処理が可能となると考えるもの。	○新規
義30①	小野市	サービス付高齢者向け住宅の地域密着型若しくは住所地特例要件の枠付け	「高齢者の居住の安定確保に関する法律」(高齢者住まい法)	改正高齢者住まい法に規定された「サービス付高齢者向け住宅」の設置要件に、地域実態を正確に反映させた「地域密着型」施設としての枠付け(設置要件)を追加する。	平成23年度の「高齢者住まい法」の改正にいたった背景は尊重するものの、助成制度の活用と安価な建設費を求める傾向から大都市周辺自治体での施設整備が進む結果となり、その結果、人口集中都市から周辺自治体施設へ軽度要介護者の転入など、これまでの自治体の実態を踏まえた介護保険事業計画及び第1号被保険者保険料に大きな影響が生じる結果が見られる。 については、地域密着型の枠組み若しくは住所地特例要件の追加を検討願う。	各自治体の地域実態に即した適正な介護保険事業の確保が行える。	○新規
義30②	松山市	グループホーム等に対する住所地特例制度の適用について	介護保険法第13条	介護保険法第13条を改正し、住所地特例適用施設に、地域密着型サービス(グループホーム、小規模特別養護老人ホーム・小規模有料老人ホーム)を加える。	介護保険制度は、原則として居住している市町村を保険者として介護保険に加入する仕組みであるが、例外規定として、現在居住している市町村から、他の市町村の介護保険施設や有料老人ホームに入居し、住所を施設所在地に変更した場合に、住所を移す前の市町村を保険者として、引き続き被保険者証を利用することで施設等を多く抱える市町村に負担が集中しないようにするための措置として住所地特例がある。 松山市はグループホームや小規模特別養護老人ホームの整備が周辺市町と比較し大きく進んでいる。また地域密着型サービスとも言っても小規模特別養護老人ホームは施設、グループホームは施設系サービスであり、利用者の実際は、事業所所在地の住民のほかにも他市町村からの転入者も少なくない。	松山市への給付費集中が抑えられる。	
義31	下松市	国民健康保険被保険者証等の有効期間の変更	国民健康保険法第9条第11項	国民健康保険被保険者証および資格証明書の有効期間については、世帯に属する世帯員の個別の事情を考慮したうえで、市の判断において同一世帯であっても別の有効期間を設けることを可能にする。	現在、国民健康保険法第9条第11項の規定により、国民健康保険被保険者証および資格証明書の有効期間は世帯で同一の日とされている(18歳未満は除く)。同一世帯であっても世帯員個別の事情がある場合や、その世帯を構成するに至った経緯について特別な事情がある場合があるにもかかわらず、それらを全く汲みこみなく期間を設定しているため、滞納等があった場合の納付指導に支障をきたす場合がある。また、被保険者にとっても診療控えをする一因ともなり、安全安心を阻害することとなっている。	別の有効期間を設けた場合、世帯の実情に応じた納付指導が可能となるうえ、被保険者にとっても診療控え等の防止にも繋がり、市として安全安心施策の推進に寄与する。	○新規

義32	加茂市	国民健康保険財政調整交付金(特別調整交付金(経営姿勢良好分))	「平成18年度特別調整交付金(その他特別の事情がある場合)の交付基準について」(平成18年6月14日厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)	国民健康保険特別調整交付金(経営姿勢良好分)はただちに廃止すべきである。	すべての市町村にとって、国保事業は、死活的な大問題であり、その運営に全力を挙げているところである。 しかるに厚生労働省は、国保税額に大きな影響を与えるほどの多額の国保特別調整交付金をきわめて不合理な点数表を設けて、新潟県でいえば35市町村中13市町村には交付していない。この点数表によれば、たとえば、①努力して単年度で黒字になっている市町村でも、以前の赤字で基金がなくなり、繰上充用を行っている市町村には、-20点というひどい点数が与えられ、基金が残っている市町村には、+20点が与えられる。②収納率については、一般被保険者人口が10万人以上の市は、92%以上で、前年度より収納率が上がれば、+20点が与えられるのに対し、加茂市のように、10万人未満の市町村は、98%以上で、少しでも前年度より下がると、-10点というひどい点が与えられる。 よって、本件特別調整交付金はただちに廃止して、各市町村に平等に分配するなど、基礎自治体である市町村が自主性をもって運営できるようにすべきである。	国民健康保険事業を基礎自治体である市町村が自主性をもって運営することができる。	○未措置
義33	さいたま市	基準病床数制度の見直し	医療法第30条の4	1 医療計画策定後において、病床過剰とされた医療圏にあっても急激な人口の増加だけでなく、将来的な人口動態等を踏まえ、都道府県が必要と認める基準病床数を設定できるよう、全国一律の算定方式を見直すこと 2 病床過剰とされた医療圏で救急、周産期、小児等の政策医療に必要な病床が不足している場合、都道府県が必要と認める病床を増床する際に、厚生労働大臣への協議を廃止すること	・病院・診療所の病床数は、都道府県が医療法に基づく医療計画において医療圏域で必要とされる「基準病床数」を全国統一の算定式により算定しており、既存病床数が「基準病床数」を超える地域(病床過剰地域)では、増床を許可しないこととされている。本市は、単独で医療圏域を構成しており、病床過剰地域となっている。 ・今後、例えば急速な高齢化が見込まれる基礎自治体にあつては、高齢者人口の急増に伴う病床不足が予想され、需要に応じた病床数の設定を可能にするなど柔軟な対応が必要である。 ・なお、病床過剰とされる医療圏においては、救急、周産期、小児等の政策医療に必要な病床が不足している場合にあつても、増床には都道府県と厚生労働大臣との協議が必要であり、住民の医療ニーズに対するきめ細やかな対応が事実上困難となっている。	・需要に応じた病床数の設定が可能となり、住民の医療ニーズに対し、きめ細やかに対応することができる。	○新規
義34	品川区	児童福祉施設の設備および運営に関する基準の見直し	児童福祉法第45条第2項	児童福祉施設である保育所の設備および運営に関する基準を、区市町村の条例に委任することとし、かつ、居室面積については、条例制定基準の「標準」とする。	保育所は日中に児童が生活をする施設であり、その設備および運営基準については児童の発達のために必要な生活水準を確保するものでなくてはならない。 一方、大都市圏では乳幼児人口の増加や景気の低迷、女性の社会参画などにより、保育所の入園希望者が増加しており、待機児童対策が喫緊かつ重要な課題となっている。各自治体では認可保育所の増設を中心に多様な施策で対応しているが、年々増加する保育需要に対し更なる対策が求められている。 現行の基準では、条例制定権が都道府県にあるため、地域の実情に応じた施設の設置ができない。	区市町村が保育所の設備・運営基準を定めることで、地域の多様な取組を取り入れた特色のある保育所の運営が可能となる。更に、居室面積に関しては、区市町村が主体的に具体的な検討を行い合理的な範囲での設定を行うことができ、待機児童対策への寄与が見込まれる。	○未措置
義35	熊本市	自立支援医療費(更生医療)の支給認定の有効期間の緩和	障害者自立支援法第55条・障害者自立支援法施行規則第43条	省令で定める期間の削除	現在、支給認定の有効期間は1年以内と省令で定められているが、人工透析療法等は永続的なものであり、その治療内容も保全的なものとなっており、短期的な改善が見込めるものではない。したがって、毎年、ほとんど同内容で申請と判定を繰り返している状態であるため、有効期間については、市町村が本人の状態に応じ、弾力的に判断、決定ができるようにすることが望まれるところである。	最長1年以内となっている支給認定期間を、市町村が弾力的に運用することにより、毎年の申請を行う必要がなくなるため、本人の事務的、経済的負担の軽減、自治体、医療機関等の事務負担の大幅な軽減が実現可能となる。	○未措置
義36①	真庭市	民生委員の定数の条例委任	民生委員法第4条・平成19年8月10日雇児発第08100009号、社援発第08100006号民生委員・児童委員の定数基準の一部改正について	民生委員の定数を「区域又は事項を担当する民生委員・児童委員配置基準表」の配置基準に関わらず、各自治体の実態に合った定数に定めることができるよう要望	現在、民生委員の定数は民生委員法第4条で定められ、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が、市町村の区域ごとに、その区域を管轄する市町村長の意見を聞いて定めることになっている。 平成の合併により、町村が市になったこと等により定数が大幅に減少する事例が発生している。 以前の民生委員の担当区域は地縁の範囲内であった。しかし、現在の担当区域は定数の減少により、広範囲で普段のつきあひもない、馴染みが少ない地域まで担当区域に含むようになった。また、単に基準に従えば、広大な山間地域では家屋の連担度も低く、地域から地域への移動も困難である。 民生委員も担当区域が広くなり苦慮しているが、住民側も民生委員を遠い存在に感じ相談を持ちかけにくいといった状況も起きている。 また、高齢化、景気低迷といった社会情勢の変化に伴い、民生委員が関わる案件も増大するとともに多岐多様になっており、負担もかかっている。	定数を各自治体の判断で決定できれば、地域の実情にあった数の民生委員を選出し、住民にきめこまやかで素早い対応ができるようになる。	○未措置
義36②	下松市	民生委員の定数基準の変更	民生委員法第4条	民生委員の定数については、厚生労働大臣の定める基準を参酌して、市区町村の実情にあわせて、市区町村長がこれを定める。	現在は民生委員法第4条の規定により、厚生労働大臣の定める基準により都道府県知事が定めているが、受持ち世帯の多寡や受持ち範囲の大小、あるいは困難地区における対応件数の増加等、委員によってバランスを欠いたものとなっており、スムーズな対応が困難なケースが散見される。またこのような状況により、委員への就任が敬遠される傾向にあり、人員不足に陥っている。	市区町村が地域の実情にあわせて民生委員を配置できることから、地域住民のニーズ等によりきめ細かく対応することができる。また、地域性に応じた柔軟な配置を行うことにより、効率的でスムーズな対応が可能となる。	○未措置

義37	豊中市	福祉事務所をつかさどる事務の弾力化	社会福祉法第14条第6項	福祉事務所をつかさどる事務の範囲は、市町村において処理すべき事務の位置づけだけを規定するか、もしくは画一的に範囲を規定するのではなく、組織機構管理のなかで柔軟に対応できるよう、地方自治体の判断に委ねる。	社会福祉法第14条第6項の規定において、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務のうち市町村が処理することとされているものについては、福祉事務所においてつかさどるところとされている。 一方、市の組織・機構においては、少子高齢化社会の進展等も踏まえ、従来の福祉の視点ではなく、こども・子育て支援の観点で福祉を担う部局とは別にこども・子育て支援を核とした部局を編成する場合があります。 この場合、福祉事務所の所掌事務が市の特性に応じ編成した組織をまたがることとなり、組織管理や意思決定を複雑なものとしている。	福祉事務所をつかさどる事務の範囲が地方自治体の裁量に委ねられれば、地域の実情を踏まえた組織を編成し、組織管理や意思決定上、最適な業務執行体制を確立することができるようになる。	○新規
義38	熊本市	予防接種済証交付の義務付けの廃止	予防接種法施行規則第4条	定期予防接種を受けた者に対する市町村長名の予防接種済証の交付の義務付けを廃止する。(予防接種法施行規則第4条の削除)	予防接種法施行規則第4条第1項では、定期予防接種を行った者は、定期予防接種を受けた者に予防接種済証を交付することとしており、同条第3項では母子健康手帳を有する者には予防接種済証の交付に代えて、医師が母子健康手帳に証明すべき事項を記載するものとしている。 予防接種済証が活用される機会がほとんどないことに加え、市町村長名で予防接種済証を交付するのは事務に多大な負担を来していることから、予防接種済証の交付の義務付けを廃止し、定期予防接種を受けた者すべてに交付するか、申請があった場合のみ交付するかは、市町村の判断によることとすべきである。	予防接種を受けた者の便益を確保しつつ、市町村の事務の効率化を図ることができる。	○未措置
義39	熊本市	狂犬病予防注射の時期の限定の廃止	狂犬病予防法(第5条) 狂犬病予防法施行規則(第11条)	狂犬病予防法施行規則(第11条)の改正により、狂犬病予防注射の実施時期を地方自治体の実情に合わせた時期にできるようにする。	狂犬病予防法施行規則(第11条)には、狂犬病予防注射の実施時期を4月～6月と定めているが、この時期は年度末及び当初の繁忙期であり、また人事異動等もあることから毎年混乱のなかで実施している現状である。	狂犬病予防注射の時期の限定の廃止により、狂犬病予防注射を地方自治体の実情に合わせた時期にできるため効率的、適正な事務の執行が可能となる。	○未措置
義40	川越市	保健所設置市(特別区)が設置する食品衛生検査施設の設備基準の緩和	食品衛生法第29条第2項、第3項 食品衛生法施行令第8条第1項、第2項 食品衛生法施行規則第36条第1項	市が設置する食品衛生検査施設の設備については、法28条による委託検査や自治体間協定による依頼検査等、各自自治体の検査状況を参酌して定められる制度とする。	食品衛生法施行令第8条第2項の規定により、食品衛生法施行規則第36条第1項に定められた基準に従って「動物飼育室」を設け、「純水装置、定温乾燥器、ディープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計」他の機械・器具を備えなければならないが、法28条では登録検査機関への委託検査が認められ、協定書等により都道府県に検査依頼している現状も存在する。 保健所が自らの検査施設で行う検査の項目は、自治体の地域性や必要性等の事情を考慮して選定されるべきであり、使用目的が限定される「動物飼育室」の設置や日々改良更新される器具機械の備えについては、各自自治体の実情を考慮すべきである。	地域の実情に応じた効率のよい食品衛生行政を推進することができる。	○未措置

(4) 環境分野

整理番号	提案市区名	名称	根拠法令名・条項番号等	①改革の方法	②改革の理由、支障等	③改革した場合の効果等	備考
義41	枚方市	立入検査をする職員の身分を示す証明書の有効期間の廃止	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則様式第三十六号(第十四条関係)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則様式第三十六号(第十四条関係)において、2年間有効とされている立入検査をする職員の身分を示す証明書の有効期間を地方自治体が選択可能な制度とする。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条に基づく立入検査を行う場合において、当該立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならないとされているところですが、当該証明書において、その有効期間は2年間とされ、2年毎に証明書の更新手続き・事務が必要となっています。一方、類似の環境法令の水質汚濁防止法や大気汚染防止法等における立入検査を行う職員の身分を示す証明書については、平成19年環境省令第11号による改正で、有効期限を設けることとされたものの、その期間については、地方公共団体の裁量に任せられています。このため、同じ環境法令でありながら、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、地方自治体の裁量が認められておらず、柔軟な運用ができない状況です。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく、立入検査に係る身分を示す証明書の有効期間が廃止されれば、地方自治体の長の責任において、地域の実情に応じた証明書の有効期間を設定することができるようになり、事務の効率化が期待できます。	○新規
義42	枚方市	一般廃棄物収集運搬業の許可の期間の延長	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条、同法施行令第4条の8	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条及び同法施行令第4条の8で規定されている一般廃棄物収集運搬業の許可の期間について、地方自治体が選択可能な制度とする。	現在一般廃棄物収集運搬業の許可の期間については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条において、「一年を下らない範囲で政令で定める期間」とされていますが、同法施行令第4条の8では2年とされています。これは、平成9年2月に政府全体としての「申請負担軽減対策」に係る閣議決定を受け、政令が改正され、一年から二年に延長されていることによります。また、同法で規定される産業廃棄物処理業の許可の期間は5年であり、さらに、平成22年の法律改正により優良事業者制度が導入され、優良な産業廃棄物処理業者については、許可期間が7年と2年延長されています。このように一般廃棄物収集運搬業の許可期間と産業廃棄物処理業の許可期間においては大きな差があるほか、一般廃棄物収集運搬業の許可が、市町村がその責務において自治事務として実施しているにもかかわらず、法令により許可期限が2年間と固定され裁量の余地がないため、産業廃棄物処理業者に認められている優良な事業者に対する許可期間の延長等のインセンティブを与えるなどの柔軟な対応をすることができません。	一般廃棄物の収集運搬業の許可の期間を市町村の裁量により、決定できることとなれば、優良な事業者に対し、許可の期間を延長する等のメリットを与えることにより、行政が行うごみ減量、循環型社会形成のための施策への協力の動機づけとなり、ごみの適正処理、ごみ減量及び循環型社会形成のさらなる推進が期待できます。	○新規
義43	松山市	下水道乾燥汚泥を発電の燃料とする場合の許可緩和について	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(施行規則 第十条の三、施行令第7条)	公共下水道事業から発生する下水道汚泥を利用した乾燥汚泥については、発電用の石炭炉等の助燃材として利用する場合、廃棄物処理業の許可及び廃棄物処理施設の許可を不要とする。	本市では、下水汚泥の新たな有効活用策として、下水汚泥を民間企業に受け渡した後に、その民間企業が化石燃料に代わる再生可能エネルギーとして汚泥を乾燥し、発電用石炭炉などの助燃材として利用する資源循環サイクルの構築が実現可能と考えているが、乾燥汚泥は産業廃棄物となるため、石炭炉への搬入ができない状況となっている。利用する民間企業が、廃棄物関係の許可を受ける方法もあるが、環境アセスメントの実施等が必要になるなど事業化までに、数年をようするようになるなど事業者の負担が大きい。一方、有価性の判定については、国(環境省)からの通知により、物の性状、排出の状況、通常の取り扱い形態、取引価値の有無、占有者の意思等を勘案して総合的に判断することとされているが、飛散の心配(物の性状)と汎用性(通常の取り扱い形態)を理由として、現状としては認められていない。これらの支障を除くため、石炭の代替燃料として、消化行程を経て製造された乾燥下水汚泥を発電の際の燃料として有効に利用できる場合、廃棄物の許可なしに燃料利用を可能とするもの。	・汚泥再利用の新たなルートが確立されることとなり、処分経費が縮減できるとともに、新たな建設が難しくなっている最終処分場を延命化することができる。 ・汚泥の資源化利用により、浄化センターにおける減量化を図るための焼却炉の建設投資が抑えられるとともに、温室効果ガスの排出量を抑制することができる。 ・企業にとっては、事業所が所有している産業廃棄物焼却炉の廃熱を利用して乾燥汚泥を作ること、廃棄物由来の助燃材としての利用が可能となり、高コストの石油由来の燃料使用を抑制できるため、企業の負担が軽減される。 ・東日本大震災以降、原子力発電所が停止したことにより、電力会社は、休止中の火力発電所を再開して電力を融通しており、燃料価格の高騰等が懸念される中、また、関東以北の下水道汚泥が、放射能に汚染され、国内の下水汚泥の資源化率が減少している中、下水道汚泥を、震災復興のためのエネルギーとして有効に活用できる。	○新規
義44	七尾市	環境大臣への同意	ダイオキシン類対策特別措置法第11条第1項第3号、第4号及び第3項	環境大臣への同意を要する協議を廃止する。(ただし、計画の達成の方法及び期間を除く。)県レベルの協議とし、環境大臣へは届出のみとする。	協議するため時間がかかる。	計画策定が迅速に行える。	○新規

(5) その他

整理番号	提案市区名	名称	根拠法令名・条項番号等	①改革の方法	②改革の理由、支障等	③改革した場合の効果等	備考
義45	宮古市	人権擁護委員の推薦に議会の意見を付す義務の廃止	人権擁護委員法第6条3項	人権擁護委員候補者の推薦にあたり、議会の意見をきく義務付けを廃止し、市町村長の推薦で足りるものとする。	市町村を区域とする国の委員を市町村長が推薦する事務で地方議会の諮問が義務付けられている事務は、人権擁護委員法のみであり、他の行政相談員、民生委員等の推薦手続きと差がある。 人権擁護委員法第6条3項は、同一の選挙区の有権者により選出された市町村長の推薦と市町村議会の議決を要しており、2重に住民意見を課しているものと考えられる。また、同条第2項により道府県単位の弁護士会および人権擁護委員協議会が市町村長推薦の候補者に意見を付し、同条第4項は市町村長の推薦候補者を不適格者と認める場合を想定しており、市町村議会の意見を義務付ける必然性を見いだせない。 なお、年4回の人権擁護委員の任期の始期にあわせた推薦が必要となる都度、市町村議会に諮問する必要があるため、議員全員協議会を開催するとともに、市議会定例会に議案提出しており、議会および市町村の業務量として看過できない負担となっている。	国が委嘱する委員の市町村推薦手続きにかかる義務付けの簡素化。	○新規
義46	宮古市	人権擁護委員の資格および年齢制限の枠付けの見直し	人権擁護委員法第6条3項、平成元年7月25日権総第258号法務局長、地方法務局長あて人権擁護局長通達	人権擁護委員の資格要件を見直し	法第6条3項に定める資格要件は、通達の基本方針、基準を反映しておらず、通達の年齢制限は市町村の実情や社会の変化に合う枠付けとなっていない。 人権擁護委員の活動の具体的な目標、活動実態が一般には理解されにくいこともあり、自らを法第6条3項に定める資格に相応であると認める人材は少ない。推薦辞退により候補者の確保が非常に困難になっている。 また急速な高齢化と過疎化が進み高齢者が地域貢献活動の中心を担っている実情があり、年齢制限に抵触しない候補者の推薦が次第に困難になっており現実合っていない。なお、民生委員の推薦においてはすでに弾力的な運用である。 資格要件に見合う候補者の選定はもとより、被推薦者に職務と資格のご了解をいただくことは容易ではない。当市は、委員推薦の義務を果たすために毎回苦慮しており、大きな負担を強いられている。将来的には候補者の確保が一層困難になり、欠員もやむを得ない状況が予想され、人権擁護委員活動が目指そうとする方向に懸念がある。	人権擁護委員活動の理解者、適任者の範囲が拡大する可能性がある。 ただ、改革によってただちに状況が改善されるとは考えられない。	○新規
義47	南アルプス市	決算剰余金の充当制限の廃止	地方財政法第7条第1項	各会計年度において歳入歳出の決算上剰余金が生じた場合には、地方自治法第233条の2の規定にとどめる。	剰余金の処分について、地方自治法第233条の2には『決算上剰余金を生じたときは、翌年度の歳入に編入しなければならない。ただし、条例の定めるところにより、又は普通地方公共団体の議会の議決により、剰余金の全部又は一部を翌年度に繰り越さないで基金に編入することができる』とされている。 一方、地方財政法第7条第1項には、『各会計年度において決算上剰余金が生じた場合には、当該剰余金のうち2分の1以上を財政調整基金に積み立てるか、地方債の繰り上げ償還に充てなければならない』とされている。 市町村では、健全財政堅持の観点から、行革推進による財政調整基金の積極的な積立を行い、今後さらに厳しくなる財政状況に向けての財源確保を行う傾向がある。今後の歳入不足の状況下では、財政調整基金に一旦積み立て、さらにこれを取り崩すという手続きが必要となるため、基金に積み立てずに翌年度の歳入に編入できるようにすることが望ましい。	剰余金の処分について、地方自治法第233条の2の規定にとどめることで、市町村の判断に委ねることにより、財政の健全性を自律的に効率運営できるようになる。	○未措置
義48	島田市	一部事務組規約変更に係る総務大臣又は都道府県知事許可事項の届出化	地方自治法第286条第1項	一部事務組合の共同処理する事務に関する規定に係る規約変更のうち、その内容が法令の引用条項に係る変更のみである場合について、当該規約変更に係る総務大臣又は都道府県知事の許可制度を届出制度とする。	一部事務組合の規約中、地方自治法第287条第1項第3号の規定に基づく当該一部事務組合の共同処理する事務に関する規定において法令を引用している場合、例えば当該法令の引用条項のずれに伴う条文整理といった軽微な規約の一部変更についても、同法第286条第1項の規定により総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならないこととされている。 一部変更の理由が単に法令の引用条項のずれのみであって、当該共同処理する事務に係る法令の内容そのものに何ら変更がない場合であっても、許可を受けないと規約変更が施行されないため、法令の改正の施行期日と規約変更の許可を受ける日(規約変更の施行日)の調整等に関し、一部事務組合を組織する地方公共団体の関係部局間及び許可に関する事務を取り扱う部局との連絡調整が煩雑となっている。	単に法令の改正に伴う引用条項のずれにより当然に生ずる規約の一部変更に関する事務を地方自治法第286条第2項の規定に基づく届出制度とすることにより、一部事務組合においては一部変更規約の条文整備に関する事務について、一部事務組合を組織する各地方公共団体においては議会の議決の手續に係る調整について、総務大臣又は都道府県知事においては許可に関する一連の事務について、それぞれ事務量が軽減し、関係部局間の連絡調整に関する事務も大幅に簡略化される。	○新規

義49	鳴門市	競走場入場者の入場料徴収義務の廃止	モーターボート競走法第9条	競走場における入場料の徴収については、無料とすることも含めて各競走場が定めることができる制度とする。	<p>モーターボート競走は、これらの売上げを通じて海事に関する事業の振興や公益の増進に寄与するとともに、地方財政の健全化を図るためのものであり、高い社会的意義を有しています。</p> <p>この趣旨に基づき、事業を運営するとともに活性化施策に取り組んでいますが、近年は売上額及び入場者数が減少傾向になっています。</p> <p>入場料はモーターボート競走法第9条の規定により、国土交通省令で定める額以上の入場料を徴収するように定められています。このため、現行では事業の活性化施策として入場料に関する部分は実施することができないため、各競走場において入場料無料化も含めた取り組みができるよう、改革を行っていただきたい。</p> <p>また、現状では「ポートピア」「オラレ」「外向発売所」など入場料徴収しない舟券発売施設が全国各地に開設されていることや、本場でレースを開催していない場外発売の日についても入場料は徴収していないことから、本場レースの開催日のみ入場料の徴収義務があることについては、現状に即していない状況になっています。</p>	入場料徴収義務が廃止されれば、各競走場の実情に応じた活性化施策を推進することができるようになるとともに、安定的に事業を実施できる環境が整備される。	○新規
-----	-----	-------------------	---------------	--	---	---	-----

### 3 総 論

整理 番号	提案市区名	名 称	根拠法令名 ・ 条項番号等	①改革の方法	②改革の理由、支障等	③改革した場合の効果等	備考
前1	野田市	国と地方の役割分 担について	国と地方の協議の場 に関する法律第3条第 1号	<p>さらなる「基礎自治体への権限移譲」及び「義務付け・枠付けの見直し」を行う前に、現在実施している事業のうち、必要な部分は何か、必要のない部分は何かということを確認し、必要な部分については、国がどの部分を担い、地方がどの部分を担うのかということ、国と地方の協議の場において十分議論した上で、国と地方の役割分担を見直すこと。</p>	<p>地域主権そのものを否定するものではないが、地域主権改革＝「善」との考えの下に物事が推し進められ、本来的に国が担うべき役割、地方が担うべき役割に関する議論が十分なされないままに既成事実が積み上げられて、権限移譲や義務付け・枠付けの見直しそのものが目的化することを危惧するため。</p> <p>例えば、河川防災行政においては、防災対策上必要な基準があり、国が責任をもって全国一律の安全基準をもって堤防等の施設の整備、保守管理を行うべきである。自治体への権限移譲により、自治体ごとの財政力等により、整備管理水準に格差が生じてしまうことは住民生活の安全を守るうえで重大な支障が発生するおそれがある。この議論を抜きにして、やみくもに地方への権限移譲を進めるべきではないと考える。</p> <p>また、現行の地域主権改革は、先の三位一体の改革にも見られるように、国の財政再建に主眼が置かれており、真の地域主権の実現とは程遠い結果を招くおそれがあると考え。</p> <p>なお、今後、今回のような調査を行う際には、国との議論の経過や調査対象となる事項について詳細な説明をしていただければ幸いです。</p>	<p>国が実施する必要がある事業については、国民全体が等しい水準でサービスを受けることができ、自治体を実施する必要がある部分については、自治体が設定する地方独自の基準等により、地域の実情に応じた地域独自の問題を解決することができる。</p>	○新規
前2	伊東市	その他		<p>権限移譲に伴い必要となる財源措置、執行体制の確立を確実に行うこと。</p>	<p>平成11年度に、国から示された「地方公共団体の行政改革推進のための指針」に基づき行政改革大綱を策定し、現在まで伊東市においても行政運営の効率化や定員管理(人員削減)等の改善策を実施してきたところ。</p> <p>しかしながら、国が進める地域主権一括法(第1次・第2次)により、多くの事務が移譲され、事務量が増加している中で、それに見合う財源措置及び執行体制の確立が進んでいないと考える。</p> <p>具体的には、高い専門性が求められる事務等について、その専門性を有した職員の確保が困難な点、担当レベルの経験が不足している点等である。</p> <p>こういった執行体制が不十分な状態では、住民サービスの低下につながる懸念があるため、権限移譲による事務量増に見合う人員の確保や経験不足等のフォローアップ体制の構築等、十分な執行体制の確立とそのための財源措置を確実に行うよう要望する。</p>		○新規

## 4 その他（国庫補助負担金等に係る事項）

整理番号	提案市区名	名称	根拠法令名・条項番号等	①改革の方法	②改革の理由、支障等	③改革した場合の効果等	備考
他1	横浜市	国の各種基金の造成権限に関する権限移譲	安心こども基金管理運営要領第2、緊急雇用創出事業実施要綱第2等	安心こども基金や緊急雇用創出臨時対策基金など、国の各種基金の造成権限を道府県に加え指定都市も追加	現在の基金造成主体は、道府県となっており、基金事業において、地域の実情に応じた効果的な施策を迅速に展開できない。	基金事業に関する主体的かつ弾力的な取組が可能となり、各種施策の効率性や効果が向上する。	○新規
他2	津市	地域自主戦略交付金（一括交付金）の市町村への導入にあたって	地域主権戦略大綱	地域自主戦略交付金の市町村への導入にあたっては、地方が必要とする総額を縮減しないこと。また、地方の自由度が拡大するような制度設計を行うこと。	地域自主戦略交付金化は、地方の自由度を高め、地域の知恵と創意が生かされる制度とすることが目的であることから、今後、市町村への導入にあたり、地方が必要とする総額の縮減や自由度の低い制度となった場合、当該交付金の目的を達成することができなくなるおそれがある。	地方のことは、地域の知恵と創意を生かしながら決めていくことで、「地域主権」の確立を一層図ることができる。	○新規
他3	岩出市	公的資金補償金免除繰上償還制度の要件緩和について	地方財政法附則第33条の9	財政状況に応じて、金利の区分により繰上償還対象の残債が決められるが、財政状況の要件を緩和し、かつ3～4%台の残債についても対象とする。	起債の償還については、長期計画的に実施しておりますが、経済、財政状況、行政サービスの変化により、各自治体が抱える問題も個々に生じてきます。今後の安定的な行政サービスと財政負担の緩和を図るため。 現在、公的資金での繰上償還が要件により不可能なため、縁故債での繰上償還を実施しているが、既に2%台の低利な残債を繰上償還しているため。	高利な残債の繰上償還を実施することにより、義務的経費である公債費を抑制し、将来の財政負担の軽減に繋げる。	○新規

発行第 40 号  
平成 24 年 5 月 17 日

各市区長 殿

全国市長会

会長 長岡市長 森 民 夫

地方分権改革検討会議

座長 新見市長 石 垣 正 夫

(公 印 省 略)

さらなる「基礎自治体への権限移譲」及び「義務付け・枠付け  
の見直し」に係る調査について（依頼）

平素、本会の運営につきまして、特段のご高配を賜り厚く感謝申し上げます。

さて、本会では、これまで『第二期地方分権改革に関する提言』（平成 19 年 10 月）、『支障事例を踏まえた主な改革の方向（追加分）』（平成 20 年 10 月）等を国に対して提出するなど、「基礎自治体への権限移譲」や「義務付け・枠付けの見直し」等を強く求めてきたところであります。

国においては、本会の提言等に基づいて検討を行い、これまでに 2 次にとたる「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（一括法）を制定しているとともに、今通常国会において第 3 次一括法案を審議しているところであります。

この一方、政府では、『地域主権戦略大綱』（平成 22 年 6 月閣議決定）において、地方からの新たな提言等も踏まえて基礎自治体への法令による一層の権限移譲について検討を行うとされているとともに、『義務付け・枠付けの更なる見直しについて』（平成 23 年 11 月閣議決定）において、地方からの地域の実情に即した具体的な提案を受けて、個別の義務付け・枠付けの見直しを検討するとされたところであります。

また、義務付け・枠付けの見直しに係る地方からの提案については、「第 16 回地域主権戦略会議」（4 月 27 日開催）において、地方六団体による提案の取りまとめの方法によることとするとともに、本年 7 月にも各府省に対して検討要請を行うことが了承されております。

これらのことから、本会といたしましては、さらなる「基礎自治体への権限移譲」及び「義務付け・枠付けの見直し」を提言するべく、標記調査を実施し、各市区長からのご提案をいただくことといたしました。

つきましては、公務ご繁忙のところ誠に恐縮に存じますが、別紙の「回答票記入に当たっての留意事項について」をご参照の上、下記によりご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご提案いただきました内容につきましては、市区名を付して調査結果として取りまとめの上、公表させていただくこととしているとともに、政府への具体的な提言については、その後、政策推進委員会及び地方分権改革検討会議において検討し、取りまとめて参ることとしておりますことを申し添えます。

## 記

- 1 提出期日  
平成 24 年 6 月 8 日（金）必着
  
- 2 回答票のダウンロード  
本会ホームページ内のメンバーズページ  
(<http://www.mayors.or.jp/240516bunkenchousa.htm>) から『さらなる「基礎自治体への権限移譲」及び「義務付け・枠付けの見直し」に係る調査回答票』(Excel) をダウンロードしてお使いください。
  
- 3 提出方法  
別紙の「回答票記入にあたっての留意事項について」をご参照のうえ、上記方法によりダウンロードした回答票 (Excel) に必要事項をご記入いただき、電子メールにて、[bunken@mayors.or.jp](mailto:bunken@mayors.or.jp) までご送信ください。  
なお、ご回報いただきます「メールの件名」と「回答票のエクセルファイル名」は、ともに「分権回答票 (〇〇〇)」（※〇〇〇には、貴市区名を都道府県から入れてください（例：〇〇県△△市。））としていただきますようお願いいたします。  
また、関係する資料等があれば、併せて添付してください。

## 回答票記入に当たっての留意事項について

1. ご提案は、貴市区の部局ごとの提案ではなく、必ず貴市区のご提案としてご回答ください。なお、ご提案がある場合のみ、ご回答ください。
  2. 回答票への入力には1シートにつき1提案としますが、複数のご提案がある場合には、“回答票シート”をコピーしてご利用ください。
  3. データとして管理する都合上、行・列の挿入・削除等、書式の変更はしないでください。ただし、セルの幅の変更は行っていただいて構いません。
  4. ご提案に関する資料がおありであれば、積極的に添付してください。
  5. いただきましたご提案につきましては、市区名を付して調査結果として取りまとめ、公表させていただくことといたしております。
  6. 提案の対象事項
    - (1) 「基礎自治体への権限移譲」について  
基礎自治体へ移譲すべきとお考えになる事務・権限について、記入してください。  
なお、第2次一括法（平成23年8月26日成立）等において移譲された事務権限については、別添2（別紙2）を参照してください。
    - (2) 「義務付け・枠付けの見直し」について  
地方分権改革推進委員会第2次勧告で見直すべきとされた事項のうち、これまでの見直しで対象とならなかった事項（残された1,648条項）を対象とします。  
なお、これまで検討したものの見直しに至らなかった事項（未実施の条項、従うべき基準とされたものなど地方分権改革推進委員会の勧告どおりに見直されなかった条項）や自治事務に対する義務付け・枠付けのうち、地方分権改革推進委員会の勧告の対象とならなかった事項（地方分権改革推進委員会の第2次勧告以降に設けられた条項、同勧告には含まれないが同勧告で見直すべきとされた条項と類似する条項）についても併せて検討の対象とします。  
よって、次の事項に係るものについては、本調査の対象外となります。
      - ① 法定受託事務に係る事項
      - ② 国の法律又はこれに基づく政令によらない事項
      - ③ 国庫補助・負担金に係る事項
- なお、第1・2次一括法、及び第3次一括法案等における見直しについては、別添1、2（別紙1）、3を参照してください。

## 7. 回答項目欄の記入等に係る説明

- (1) ご提案の際は、必ず「回答基礎情報」欄の各項目をご記入ください。
- (2) 「回答区分」欄には、プルダウン・リストを設定しております。「1. 権限移譲」または「2. 義務付け・枠付け」のどちらかを選択してください。
- (3) 「分野」欄にも、プルダウン・リストを設定しております。①福祉、②環境、③産業、④まちづくり、⑤教育、⑥防災・災害、⑦その他の別を選択してください。
- (4) 「名称」欄には、移譲を求める事務・権限の名称、もしくは見直しを求める義務付け・枠付けの名称等を入力してください。
- (5) 「根拠法令名・条項番号等」欄には、法令名等のみならず、必ず該当条項番号等も入力してください。
- (6) 「事案」欄には、支障となっている事例や移譲・見直しを求める理由の他、それに伴い期待される効果などについて、可能な限り具体的に記入してください。

## 8. 付属の資料

下記の資料をご提案の参考としてご活用ください。

- 別添1 「地方分権改革推進計画」(平成21年12月25日閣議決定)
- 別添2 「地域主権戦略大綱」(平成22年6月22日閣議決定)
- 別添3 「義務付け・枠付けの更なる見直しについて」(平成23年11月29日閣議決定)
- 別添4 『「支障事例を踏まえた主な改革の方向」(追加分を含む)の反映状況』【未定稿】  
(本会作成資料)
- 参 考 「義務付け・枠付けの見直しに関する地方独自の基準事例」(内閣府地域主権戦略室作成資料)

さらなる「基礎自治体への権限移譲」及び「義務付け・枠付けの見直し」に係る調査回答票

[回答基礎情報]

※必ずご記入ください。

		都道府県名		貴市区名	
担当部署名			電話番号		
担当者職氏名			Eメールアドレス		

[提案内容]

			回答区分	
分野		名称		
根拠法令名・条項番号等				
事 案				
①改革の方法				
②改革の理由、支障等				
③改革した場合の効果等				

## 「義務付け・枠付けの見直し提案」募集要項

内閣府地域主権戦略室

平成 24 年 5 月 21 日

### 1. 義務付け・枠付けの見直しの趣旨

地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直しについては、これまで地方分権改革推進委員会第2次勧告（平成20年12月）で示された4,076条項について、重点分野を定め、分野ごとに義務付け・枠付けの存置が許容される類型に該当しない事項の見直しを進めてきました。

昨年度成立した第1次一括法及び第2次一括法に引き続き、現在、第3次一括法案を今国会に提出しています。第1次見直しから第3次見直しまでの取組により、4,076条項のうち2,428条項が検討の対象となり、また、地方自治体から提言等のあった事項については全て検討の対象とし、一定の見直しが行われました。

残された条項等について、昨年11月に閣議決定した「義務付け・枠付けの更なる見直しについて」等を踏まえ、地方からの地域の実情に即した具体的な提案を受けて、検討することにより見直しを進めることとします。

### 2. 募集期間

平成24年7月24日（火）まで

（ただし、検討作業のスケジュール上、素案を7月5日（木）までに一度御提出ください。）

### 3. 提案の主体

全国知事会

全国市長会

全国町村会

全国都道府県議会議長会

全国市議会議長会

全国町村議会議長会

※ 地方自治確立対策協議会のもとに置かれた地方分権改革推進本部において、提案内容について、各団体間の十分な調整をお願いします。

### 4. 提案書の記入方法

提案書の様式は、別紙1（個表）及び別紙2（取りまとめ用）のとおりです。

## 5. 提案対象

地方分権改革推進委員会第2次勧告で見直すべきとされた事項のうち、これまでの見直しで対象とならなかった事項（残された1,648条項）を対象とします。

また、これまで検討したものの見直しに至らなかった事項（未実施の条項、従うべき基準とされたものなど地方分権改革推進委員会の勧告どおりに見直されなかった条項）や自治事務に対する義務付け・枠付けのうち、地方分権改革推進委員会の勧告の対象とならなかった事項（地方分権改革推進委員会の第2次勧告以降に設けられた条項、同勧告には含まれないが同勧告で見直すべきとされた条項と類似する条項）についても併せて検討の対象とします。

## 6. 提案書記入に当たっての留意事項

- ① 具体的な支障事例や地域の実情を踏まえた必要性について、数字や定量的なデータを加えるなどできる限り具体的に記入してください。

特に、これまで検討したものの見直しに至らなかった事項の場合には、関係府省を含め、政府において一度検討した経緯があることや、条例に委任された事項が本年4月に施行されたばかりであることも踏まえ、新たに議論を行う必要性や材料を分かりやすく出していただけるようお願いいたします。

また、関係する資料がある場合は、積極的に添付してください。

- ② 義務付け・枠付けの見直しに関し、都道府県から基礎自治体への権限移譲についても見直すべきと考えられる場合には、当該権限移譲についてもあわせて記入してください。

## 7. 提出先・連絡先

## 8. 提案書の提出方法

上記メールアドレスに提出してください。

## 9. 提案の取扱い

受け付けた提案については、各府省と検討調整を行い、地域主権戦略会議での議論を経て、平成24年秋を目途に一定の結論を出すことを予定しております。